

# /Carey

個人情報保護に関する法19628号



## 審議中の法案：

### 序文

### 総則

**第一条** 適用の目的と範囲。本法は、政治的憲法第十九条第四号に従って、自然人の個人情報の取扱と保護が行われる形式と条件を規制することを目的とする。

公的機関を含む自然人または法人によって実施される個人情報の取扱は、個人の権利と自由を尊重しなければならない、本法の規定に従うものとする。

本法で確立された情報の取り扱いおよび保護体制は、共和国政治的憲法第十九条第十二号で言及されている法律によって規制される意見と周知の自由の行使において適用される情報の取り扱いには適用されない。マスメディアは、意見や周知以外の目的で行う情報の取り扱いに関して、本法の規定の対象となる。

また、本法の規則は、自然人が個人的な活動に関連して行う情報の取り扱いには適用されない。

**第一条の二** 適用範囲地域。本法の規定は、以下のいずれかの状況下で行われる個人情報の取り扱いに適用する：

- 一 管理者または代理人が国土内に設立され、または組成されている場合。
- 二 代理人が、設立地または組成地に関係なく、国の領土に設立または組成された管理者を代表して個人情報を取り扱う業務を実施する場合。
- 三 管理者または代理人が国内領土に設立されていないが、その個人情報処理業務が、支払いを請求されるか否かにかかわらず、チリに在住する情報主体に商品またはサービスを提供する場合、または

国内領土にいる情報主体の行動の分析、追跡、プロファイリングまたは行動の予測を含むモニタリングを目的としている場合。

本法は、国内領土に設立されていないが、契約または国際法によって国内法の適用を受ける管理者によって行われる個人情報の取り扱いにも適用されるものとする。

## 定義

**第二条** 本法において、以下の定義が適用されるものとする：

一 **データ保存**：データを記録またはデータベースに保持、保存等を行うこと。

二 **利用停止**：保存されたデータに対するあらゆる処理操作を一時的に停止すること。

三 **個人情報の伝達**：情報管理者が、情報主体に関連する個人情報を、情報主体以外の者に譲渡や転送しなくとも、何らかの方法で伝達すること。

四 **失効データ**：法律の規定により、条件が履行された、期限が切れた、または明示的な規定がない場合は、記録された事実や状況が変わったために、有効性を失ったデータ。

五 **統計データ**：元のデータ、またはその処理の結果として、識別された情報主体または識別可能な情報主体と関連付けることができないデータ。

六 **個人情報**：識別された、または識別可能な自然人に関連する、または参照するすべての情報。特に名前、身分証明書番号、身体的、生理的、遺伝的、精神的、経済的、文化的または社会的な属性など、1つまたは複数の識別子を通じて、直接的または間接的に個人の身元が判明する場合、その個人は識別可能とされる。

**七 機密性の高い個人情報：**個人情報のうち、個人の身体的または道徳的な特徴や私生活やプライバシーに関する事実や状況、例えば民族的または人種的出自、政治的、労働組合、職業組合に関する所属、社会経済的地位、思想、哲学的信念、宗教的信条、健康情報、人間の生物学的プロフィール、生体認証データ、性的生活、性的指向、個人の性別アイデンティティなどを含む、機密情報とされる個人情報を機密性の高い個人情報として扱われる。

**八 情報の削除または取消：**その手順にかかわらず、記録またはデータベースに保存されたデータの消滅。

**九 公開アクセスの情報源：**官報、メディア、または法律によって提供される公的記録など、誰でも合法的にアクセスまたは参照できるすべてのデータベースまたは個人情報の集合。公開アクセスの情報源からの個人データの取り扱い、本法の規定の対象となる。

**十 公的機関：**共和国政治憲法により記述および規定された当局、国家機関および組織、ならびに法律第18575号国家行政基本法第一条第二項に含まれる機関。

**十一 匿名加工：**個人情報を特定の情報に連結付けられたり、関連付けられたり、識別されたりしないように、関連する情報の接続が破棄または削除されたため、個人を特定することができなくなる不可逆的な手順。匿名加工されたデータは、個人情報とはみなされない。

**十二 仮名加工：**追加情報を使用しないと所有者に帰属できないように個人データを処理する方法であり、そのような追加情報は必ず別に表され、個人情報が特定されるまたは特定される可能性のある自然人に帰属しないように技術的および組織的な対策が講じられた手順。

**十三 個人データベース：**目的、作成方式や形式、保存、組織化、およびアクセスの方法にかかわらず、個人情報を結びつけ、処理を行うことを可能にする、整理された個人情報の集合。

**十四 情報管理者または管理者：**個人情報の取り扱いの目的と手段について決定する、直接に取り扱うか、第三者代理人もしくは受託者を通じて取り扱うにも関わらず、公的または私的な自然人または

法人。

**十五 情報主体または本人：**個人情報に関係している、または参照している、識別された、または識別可能な自然人。

**十六 情報の取り扱い：**自動化されているか否かにかかわらず、個人情報または個人情報の集合の収集、処理、保存、伝達、伝送、または使用を何らかの方法で許可する操作または一連の操作または技術的手順。

**十七 同意：**情報主体またはその法的代表者および代理人が、明確な肯定的行為または声明を通じて、自発的で特定され、明確かつ明確な同意を示し、かつ情報主体が関連する個人情報の取り扱いを許可する行為。

**十八 アクセス権：**情報主体が、その情報が管理者によって処理されているかどうかの確認、必要に応じてアクセス、および本法で規定されている情報へのアクセスを求める権利。

**十九 訂正請求権：**情報主体が、管理者に対して、自身に関する不正確、古い、または不完全な個人情報を訂正または補完するように請求し、取得できる権利。

**二十 消去権：**情報主体が、法律で定められた理由に従って、管理者に自身の個人情報を消去または除去するよう請求し、取得できる権利。

**二十一 異議申立権：**情報主体が、法律で定められた理由に従って、特定のデータ処理が実行されないように請求し、管理者から取得できる権利。

**二十二 個人情報移転権：**情報主体が、管理者から、一般的で共通の使用可能な電子的構造化形式で自身の個人情報の写しを請求して取得し、別の個人情報取扱管理者に伝達または転送できるようにする権利。

情報主体は、技術的に可能な場合、個人情報を管理者から管理者に直接伝送するよう請求できる。

**二十三 個人情報の譲渡：**個人情報管理者から別の情報管理者へデ

一夕を転送する行為。

**二十四 プロファイリング**：個人情報を使用して、個人の職務遂行能力、経済状況、健康状態、個人的の好み、興味、信頼性、行動、位置、または移動に関する側面を評価、分析、または予測することを目的とするものを自動処理で行うあらゆる方法。

**二十五 第三者代理人もしくは受託者**：情報管理者に代わって個人情報を取り扱う自然人または法人。

**二十六 当庁**：個人情報保護庁。

**二十七 国家制裁執行登録簿**：認定された予防モデル、それを採用した情報管理者、および法律違反により懲罰が課せられた情報管理者を記録するために、政府機関によって管理される公的性質の国家登録簿。

**第三条 原則**。個人情報の取り扱いは、以下の原則によって管理される：

一 合法性と公正性の原則。個人情報の取り扱いは、合法的かつ公正な方法で行わなければならない。

管理者は、合法的に個人情報を取り扱っている事を証明しなければならない。

二 目的の原則。個人情報は、明示的かつ正当および特定の目的のために収集しなければならない。個人情報の処理は、これらの目的の達成に限定されなければならない。

この原則に基づき、個人情報は、収集時に通知された目的以外の目的で処理することはできない。ただし、処理が元々許可された目的と互換性がある場合、個人情報主体と管理者間に契約関係がある場合、契約の目的に照らして、もしくは契約締結前の交渉や打診に合理的に関連し、一貫性がある場合、再度情報主体の同意を得た場合、および法律で定められた場合は、この限りでない。

三 比例の原則。個人情報の取扱いにあたり、その利用目的に必要なかつ適切である範囲に限定し、関連性を考慮した上で厳密に処理しなければならない。

個人情報とは、その利用目的を達成するために必要な期間に限り、保存できる。その期間終了後は、消去又は匿名化しなければならない。ただし、法律によって例外が定められる場合は、この限りでない。より長い期間には、法的な許可または情報主体の同意を得なければならない。

**四 品質の原則。**個人情報は、その収集元及びその利用目的に関連して正確、完全、最新かつ適切でなければならない。

**五 責任の原則。**個人情報を取り扱う者は、本条に規定される原則の遵守、および法律に従った義務と責任を負うことになる。

**六 セキュリティの原則。**管理者は、個人情報の取り扱いにおいて、適切なセキュリティ基準を保証し、不正または違法な取り扱いから保護し、紛失、漏洩、偶発的な損傷または破壊から保護しなければならない。セキュリティ対策は、実行される処理およびデータの性質と合致し、適切でなければならない。

**七 透明性と情報の原則。**管理者は、情報主体が本法によって規定された権利を行使するために必要な情報をすべて提供しなければならない。個人情報の取り扱いに関する方針や実践を含め、誰でも正確および明確で疑いのない方法で常にアクセス可能かつ無料で利用できるようにしなければならない。

管理者は、本法で定められたすべての情報や、処理に関する他のすべての通知に情報主体がアクセスできるよう、適切かつ適時の措置を講じなければならない。

**八 秘密保持義務の原則。**個人情報管理者と個人情報にアクセスできる者は、その個人情報について秘密保持義務等が定められている。管理者は、秘密または機密性を保持するための適切な管理と手段を確立しなければならない。この義務は、情報主体との関係が終了した後も存続される。

## 第一章

### 個人情報主体の権利について

**第四条** 情報主体の権利。本法に従い、自身または法的代表者もしくは代理人で代行されるすべての個人は、自己の個人情報にアクセスし、訂正、消去、異議申立、移転、および使用停止を請求する権利を有する。

上記の権利は、個人に属するものであり、譲渡不可能であり、放棄できず、いかなる行為または協定によっても制限されない。

情報主体が死亡した場合、本法によって認められた権利は、その相続人が行使することができる。

ただし、故人が明示的に禁止した場合、または法律が定める場合は、相続人は故人の個人情報にアクセスしたり、訂正または削除を請求することはできない。

**第五条** アクセス権。個人情報主体は、管理者に対して、自身に関連する個人情報に取り扱われているかどうかについて確認し、管理されている場合には、該当するデータにアクセスし、以下の情報を取得する権利を有する：

- 一 処理されたデータとその出所。
- 二 取り扱いの目的。
- 三 情報主体が請求した場合、個人情報が通知あるいは提供された、または通知あるいは提供される予定の提供先のカテゴリー、クラスまたは種類、および各提供先の身元。
- 四 データが取り扱われる期間。
- 五 第十三条、四項に規定に基づいた処理の場合、管理者の正当な趣旨。
- 六 管理者が本法の第8条の2に基づいてデータ処理を行う場合、適用されるロジックに関する主な情報。



法律が明示的に異なる規定を定めていない限り、管理者は常に情報を提供し、請求された情報へのアクセスを提供する義務を負う。

**第六条** 訂正請求権。個人情報の取り扱いにおいて、不正確、更新されていない、または不完全な場合、当該個人情報に関する情報主体は、管理者に対して、訂正を請求し、取得する権利を有する。

訂正された情報は、管理者が当該情報を通知または提供した人物、団体、または機関に対して通知しなければならない。

訂正が行われた場合、訂正されていない情報を再度処理することはできない。

**第七条** 消去権。情報主体は、特に以下の場合において管理者に該当個人情報の消去を請求し、取得する権利を有する：

- 一 データが収集された処理の目的に関連したデータが必要でない場合。
- 二 情報主体が処理に対する同意を撤回し、処理が他の法的根拠を持たない場合。
- 三 担当者が情報を不正に取得または処理した場合。
- 四 期限切れの情報の場合。
- 五 司法判決、情報保護機関の決議、または法的義務を遵守するために情報を削除する必要がある場合、および
- 六 情報主体が次条に従って異議申立権を行使した場合であって、その取扱いについて他に法的根拠がない場合。

処理が以下の場合で必要である場合、消去は行われない：

1. 意見表明や情報提供の自由の権利を行使するため。
2. 法的義務の履行または情報主体と管理者の間で締結された契約の履行のため。
3. 公務の遂行または公益活動の実施のため。
4. 法律で定められた条件と保証に従って、公衆衛生の分野における公益のため。

5. 歴史的、統計的または科学的な目的のため、および公益を目的とする調査または研究のための処理のため、および
6. 行政上または司法上の請求の策定、行使、または弁護のため。

**第八条** 異議申立権。情報主体は、自身に関する個人情報の特定の処理や利用に反対する権利を、以下の場合に管理者に対して主張することができる：

一 処理の正当な根拠が管理者の正当な利益である場合。該当する場合、情報主体はいつでも異議申立権を行使でき、その場合、管理者は当該個人情報の処理を停止しなければならない。ただし、当該情報主体の利益、権利、自由に優先する正当な理由があることを証明できる場合、または苦情に対しての策定、行使または弁護のために必要である場合は、その限りではない。

二 当該処理が、本法の第8条の2に基づいて、プロファイリングを含む製品、商品、サービスのマーケティングや直接販売のみを目的とする場合。

三 公開アクセスの情報源から取得した情報に関して処理が実施され、その処理に他の法的根拠がない場合。

処理が科学的または歴史的な研究の目的または統計的な目的で行われ、公共の機能の履行または公益のための活動の行使に必要である場合、異議申立ては執行されない。

**第八条の二** プロファイリングを含む、個々の自動意思決定。情報主体は、自身に法的影響を与えるか、重大な影響を及ぼす可能性のある、プロファイリングを含む自身の個人情報の自動処理に基づく決定の対象にならないように申し立てる権利を有する。

以下の場合には、前項は適用されない：

一 情報主体と管理者との間の契約の締結または履行のために決定が必要な場合。

二 本法の第十二条に規定された方法で所有者の事前の明示的な同意がある場合、および

三 法律が規定し、当該法律が権利および自由を保護するための措置を定める範囲の場合。

個人情報の自動処理に基づく意思決定の全ての場合において、前述の項目一、二、三に明示されたものを含む、管理者は当該情報主体の権利、自由、情報透明性および説明を得る権利、人間の介入、自身の見解を表明する権利及び決定の再検討を求める権利を保障するために必要な措置を講じなければならない。

**第八条の三** 利用停止権。情報主体は、その正確性が確立できない場合、またはその有効性が疑わしくも消去が適切でない場合、該当個人情報の処理操作および利用の一時停止を請求する権利を有する。

**第九条** 個人情報移転権。情報主体は、自身に関連する個人情報の写しを請求して受理する権利を有し、一般的で共通の使用可能な電子的構造化形式で自身の個人情報の写しを請求して取得し、別の個人情報取扱管理者に伝達または転送できる権利を、以下の状況が発生した場合に有する：

- 一 処理が自動的に実施され、
- 二 処理は情報主体の同意に基づいて実施されている。

管理者は、この権利の行使に対して、最も迅速かつ負担の少ない手段を使用し、妨げたり障壁を設けること無く行使できるようにしなければならない。

また、管理者は、情報主体に対して、個人情報タを取得するために必要な措置を明確かつ正確に通知し、これらの操作を実施するための技術的な仕様を明確にしなければならない。

情報主体は、技術的に可能な場合、個人情報を管理者から管理者に直接伝送するよう請求できる。

ただし、個人情報移転権の行使は、当該情報主体が申請時にそれを申請しない限り、譲渡管理者が保持している当該情報の消去を意味することではない。

**第十条** 個人主体の権利を行使する形式と手段。本法で認められた権利は、情報主体が情報管理者に対して行使されることとする。情報主体の個人情報が複数の管理者によって処理されている場合、情報主体は、い

ずれの管理者に対しても権利を行使することができる。

チリ共和国に設立されていない法人の場合、管理者は、情報主体が本法で保障された権利を行使し、適切な通知や司法または行政通知を受けるために、同国に居住する代表者を書面で機関に指名しなければならない。

情報管理者は、被験者が迅速かつ効果的に権利を行使できるようにするためのメカニズムや技術的ツールを実装しなければならない。管理者が用意する手段は、操作が簡単でなければならない。

訂正、削除、異議の権利の行使は常に当事者にとって無料となる。アクセス権も、少なくとも四半期ごとに無料で行使される。

情報管理者は、所有者がアクセス権と移転権を四半期に1回以上行使した場合にのみ、発生した直接費用の支払いを請求できる。管理者は、本法第二十七条第六項の場合には、この支払いを請求することはできない。

前項で指定した権利の行使に関連する費用の決定に用いられるパラメータおよびメカニズムは、当庁によって定められた一般的な指示によって決定される。本指示は、提供されるデータの量、法的性質、および管理者としての法人または企業の規模を含む他の情報を考慮する。

当庁は、本法の規定に従って、本法が情報主体に認める権利の効果的な行使と履行を保証する。

**第十一条** 情報管理者に対する手続き。本法で認められた権利を行使するためには、情報主体は管理者に対して、本目的のために設定された電子メールアドレス、連絡フォーム、または同等の電子媒体に宛てた書面での申請または申請を提出しなければならない。申請には、少なくとも以下の事項が記載されていなければならない：

- 一 情報主体とその法定代表者または代理人の識別、および当庁が定めた手順、形式、様式に従った身元の認証。
- 二 回答を通知するための住所、電子メールアドレス、または同等の手段。

三 該当する権利を行使するために特定された個人情報または処理の識別。

四 訂正の申請においては、情報主体は実施すべき正確な修正内容または更新内容を示し、必要に応じてその根拠となる情報を添付しなければならない。消去の申請においては、情報主体は主張の理由を示し、必要に応じてその根拠となる情報を添付しなければならない。異議申立の場合、情報主体は主張の理由を示し、第八条の第一項の場合は請求を簡潔に正当化しなければならない。また、情報主体が適切と考える情報を添付することもできる。アクセス権については、情報主体の識別で十分とする。

申請が受理された場合、管理者は申請者に受領したことを確認し、受領から最長15営業日以内に回答しなければならない。

管理者は、情報主体の住所または情報主体が設定したメールアドレスに書面で返信しなければならない。管理者は、適切な物理的または電子的な住所に回答が送られたこと、その日付および回答の内容全体を証明するバックアップを保存しなければならない。

申請が全面的または部分的に拒否された場合、管理者は、根拠となる理由およびその理由を支持する情報を示すことで、その決定を正当化しなければならない。同時に、管理者は、情報主体が四十一条に規定される手順に従って、当庁に対して申し立てることができる15営業日の期間を有していることを通知しなければならない。

前項の15営業日の期間が経過しても管理者からの回答がない場合、当事者は前項と同じ条件で、直接機関に申し立てることができる。

訂正、消去、または異議申し立ての請求が行われた場合、情報主体は、一時的に情報の利用または処理の停止を請求し、管理者から取得する権利を有する。一時的な使用停止を申請する場合、理由を示す必要があり、管理者は受領後2営業日以内に請求に回答しなければならない。この請求が解決されない限り、管理者は請求内容の情報主体の情報を取り扱うことはできない。情報の一時的な利用停止は、管理者によるその保管には影響しない。拒否の場合、管理者はその回答を正当化し、その決定を電子的に当庁に通知しなければならない。当該決定に不服がある場合、情報主体は第四十一条の一項に定められた手続きを適用して、当庁に対して申し立てることができる。

情報取り扱いに対する修正、削除、または異議申し立ては、要求が行われた管理者に対してのみ適用される。ただし、管理者が当該データを他の人に移転していた場合は、訂正、消去、または異議申し立てによって行われた変更を彼らに通知しなければならない。

個人情報の特定を容易にするため、情報主体は、その他の関連情報を提供することができる。

## 第二章

### 個人情報および特別なカテゴリーのデータの処理

#### 第一節

#### 情報主体の同意、管理者の責任と義務、および情報の取り扱いについての全般

**第十二条** 情報の取り扱いに関する一般的ルール。情報主体に関する個人情報の取り扱いは、情報主体が同意した場合、正当とする。

情報主体は、目的についての情報を受け、自由かつ具体的な同意を表意しなければならない。同意は、口頭、書面、または同等の電子的手段を介して表明されるか、または情報主体の意志を明確に表示する肯定的な行為によって、事前に具体的に表明しなければならない。

代理人が同意を与える場合は、明示的にこの権限を持っていると証明しなければならない。

情報主体は、同意を与えるために使用されたのと同様なまたは同等の手段を通じて、同意をいつでも理由を示すことなく撤回することができる。同意の撤回は、遡及的な効果を持たない。

同意の表明または撤回のために使用される手段は、情報主体にとって迅速かつ信頼性があり、無料で、常に情報主体が利用可能でなければならない。

ない。

契約の履行またはサービスの提供の枠内で、情報の収集を行う必要のない形で管理者が情報を収集する場合は、情報の取り扱いに対する同意が自発的に与えられていないと推定される。

ただし、前項の規定は、商品、サービスまたは利益を提供する者が、情報を処理するための唯一の対価として同意を必要とする場合には適用されないものとします。

情報主体の同意を得ており、情報の取り扱いが合法的、誠実かつ透明な方法で行われたことを証明するのは、管理者の責任とする。

**第十三条** 情報取扱合法性の他の根拠。以下の場合、個人情報の取り扱いは、情報主体の同意なしでも正当とされる：

- 一 当該処理が、本法の第三偏の規定に従って行われ、経済的、金融的、銀行的、または商業的な義務に言及するデータに関連する場合。
- 二 当該処理が法的義務の履行または遂行に必要である場合、または法律で定められた場合。
- 三 当該処理が情報主体と管理者との間の契約の締結もしくは履行、または情報主体の要請により行われる契約前手続の実施のために必要な場合。
- 四 当該処理が管理者または第三者の正当な利益の充足のために必要であり、それによって情報主体の権利と自由が損なわれない場合。いかなる場合においても、情報主体は自身に影響を及ぼす取扱いについての情報を常に請求することができ、該当する取扱いがどのような正当な利害関係に基づいて行われているかを知る権利を有する。
- 五 司法裁判所または公的機関における権利の制定、行使または弁護のためにデータ処理が必要な場合。

管理者は、合法的に個人情報を取り扱っている事を証明しなければならない。

**第十四条** 情報管理者の義務。情報管理者は、本法に定められた他の規定にもかかわらず、以下の義務を負います：

- 一 情報取扱の合法性を証明するための根拠を情報主体に通知し提供する。同様に、請求に応じてそのような情報を迅速に提供しなければならない。
- 二 個人情報特定の、明示的かつ正当な目的のために正当なアクセスの情報源から収集され、その処理がこれらの目的の達成に限定されることを保証する。
- 三 本法の規定に従って、正確、完全かつ最新の情報を伝達または譲渡する。
- 四 契約前措置の実施のために収集された個人情報については、情報主体の情報を削除または匿名化しなければならない。
- 五 本法に規定された個人情報の取り扱いに関するその他の義務、原則、および義務を遵守しなければならない。

チリ共和国内を住所とする個人情報を取り扱い、チリ共和国に所在しない情報管理者は、情報主体または当庁からの通知を受け取るための適切な連絡手段として、電子メールアドレスまたはその他の方法を指定し、機能化および最新の状態に保たなければならない。

**第十四条の二** 秘密保持義務または守秘義務。情報管理者は、情報主体に関する個人情報について、情報主体が明示的に公開した場合を除いて、秘密または機密を保持する義務が課される。この義務は、情報主体との関係が終了した後も存続される。情報管理者が、公開アクセスの情報源から取得した個人情報に対して何らかの行動を行った場合、例えばそれらを分類したり、特定の基準で整理したり、他のデータと結合したり補完したりした場合、その行動によって生じた個人情報は、本秘密保持義務の下で保護される。

秘密保持または守秘義務は、法律に従って行うことが必要なデータの伝達や譲渡、および情報主体から請求された場合や、公的機関からその合法的な権限の範囲内で請求された場合に、情報主体へのアクセスやデータの情報源に関する情報提供義務の遵守を防止するものではない。

管理者は、自身の従業員や、自身が責任を負ってデータ処理を実施する



自然人または法人が、本条に規定される秘密保持義務を遵守するために必要な措置を講じなければならない。

情報の要求またはその情報を提供した事実に関して、第二十四条に言及される個人や機関及びその従業員も秘密保持義務の対象となる。

**第十四条の三** 報告と透明性の義務。情報管理者は、少なくとも以下の情報を常時公開するために、自社ウェブサイトまたは同等の情報媒体で公開しなければならない：

- 一 採用した個人情報の取り扱い方針、およびその日付とバージョン。
- 二 情報管理者とその法定代理人、および違反予防担当者（存在する場合）の識別。
- 三 情報主体からの請求の通知先となる郵便住所、電子メールアドレス、連絡フォームまたは一般的かつ容易にアクセスできる技術的同等の特定手段。
- 四 取り扱うデータのカテゴリ、クラス、または種類。データベースを構成する人の母集団の概要。データの伝達または譲渡予定の受信者および処理の目的。処理の合法性の根拠。合法的な利益の充足のための処理の場合、その利益の叙述。
- 五 管理する個人情報のデータベースを保護するために採用された方針とセキュリティ対策。
- 六 法律に従って、情報主体は、管理者に対して、自身の個人情報にアクセスし、修正、消去、異議申し立て、および移転を請求できる権利の表記。
- 七 管理者が請求に拒否または適時に対応しない場合、情報主体は当庁に申し立てられる権利の表記。
- 八 該当する場合、第三国または国際機関への個人情報の転送、およびそれらが適切なレベルの保護を提供しているか否かの表記。適切なレベルの保護が無い場合、そのような転送を正当化する保証があるか否かの報告。
- 九 個人情報が保持される期間。

十 個人情報の情報源、および必要に応じて、公開アクセスの情報源からのものであるか否かの表記。

十一 情報主体の同意に基づく処理の場合、同意をいつでも撤回できる権利があること、その撤回前の同意に基づく処理の合法性に影響を与えないことの表記、および

十二 プロファイリングを含む、自動意思決定があるか否か。そのような場合、適用される論理的手法に関する重要な情報、およびその処理による当該情報主体の見込まれる結果についての情報を提供しなければならない。

**第十四条の四** 設計からデフォルト設定の保護義務。本法で定められた原則と情報主体の権利を遵守するために、管理者は、設計段階から個人情報の処理前および処理中に適切な技術的および組織的措置を適用しなければならない。

適用される措置は、技術の状況、実施コスト、データ処理の性質、範囲、コンテキストおよび目的やそれに関連する活動のリスクを考慮しなければならない。

同様に、情報管理者は、デフォルトで、その業務に固有かつ厳密に必要な個人情報のみが処理されるように、技術的および組織的な対策を適用しなければならない。そのため、収集されたデータの数、処理の範囲、保存期間、およびアクセシビリティを考慮しなければならない。

**第十四条の五** セキュリティ対策を講じる義務。情報管理者は、本法で定められたセキュリティの原則を遵守するために必要な措置を講じなければならない。そのためには現在の技術水準と適用コスト、および処理の性質、範囲、環境、目的およびデータの種類に関連するリスクの可能性およびその影響の重大性を考慮しなければならない。管理者によって適用される措置は、データ処理システムの機密性、完全性、可用性、および回復力を確保しなければならない。同様に、改ざん、破壊、紛失、不正処理、または不正アクセスを回避しなければならない。

技術の進歩、実施コスト、データ処理の性質、範囲、環境、目的、および被験者の権利と自由に対するリスクの確率と重大性を考慮し、情報管理者と処理担当者は、以下を含む適切な技術的および組織的対策を採用して、リスクに適した適切なセキュリティレベルを、以下の様な処置等を含んで確保しなければならない：

- 一 個人情報の仮名加工と暗号化。
- 二 処理システムおよびサービスの継続的な機密性、完全性、可用性および回復力を確保する能力。
- 三 物理的または技術的な事故が発生した場合に、個人情報の可用性とアクセスを迅速に復元する機能。
- 四 処理のセキュリティを保証する技術的・組織的な措置の有効性を確認、検証および評価する定期的な処置。

セキュリティインシデントが発生した場合や司法または行政上の紛争の場合、管理者は、リスクレベルと利用可能な技術に基づいて採用された安全対策の存在と機能を証明しなければならない。

**第十四条の六** セキュリティ対策の違反を通知する義務。管理者は、処理する個人情報タの事故による、または不正な破壊、漏洩、紛失、または改ざん、またはそのようなデータに対する不正なアクセスや伝送を引き起こすセキュリティ違反が発生した場合、また当該情報主体の権利および自由に対する合理的なリスクが存在する場合には、速やかに、遅滞なく、最も迅速な手段でこれを通知しなければならない。

管理者は、これらの通知を記録し、被った侵害の性質、その影響、データのカテゴリ、影響を受ける情報主体のおおよその数、およびそれらを管理し、将来の事故を防ぐために取られた措置を説明しなければならない。

このような違反が機密性の高い個人情報、14歳未満の子供に関するデータ、または経済的、財政的、銀行的、または商業的義務に関連するデータに言及する場合、管理者は、必要に応じて、これらのデータの情報主体にもこの通知を、代表者を通じて行わなければならない。この通知は、明確かつ簡潔な言葉で、影響を受ける情報、セキュリティ違反から起こりうる影響、および採用された解決策または保護措置を特定しなければならない。通知は影響を受ける各情報主体に行う必要があり、これが不可能な場合は、マスソーシャルメディアおよび全国的な範囲での通知の普及または公開を通じて行わなければならない。

本条に定める通知の義務は、他の法律で定められた通知の義務を妨げるものではない。

**第十四条の七** 遵守基準の差別化。第十四条の三との五に規定される情報提供およびセキュリティ義務の履行から管理者に課せられる最低限の基準または条件は、対象データの種類、管理者が個人または法人であるか、また法律第20416号第二条によって定められた小規模企業のカテゴリに応じた団体または企業の規模からの特別な規定、管理者が行う活動、および扱われる個人情報の量、性質、および目的を考慮して定められる。

前項で言及された、最低限の遵守基準や差別化された措置は、当庁による一般指示によって決定される。

**第十五条** 個人情報の譲渡。個人情報は、情報主体の同意を得て、処理の目的を達成するために譲渡されることを認められる。個人情報は、当該情報の情報主体となる者が自身の契約の履行と実行に必要である場合、譲渡者または譲受者に正当な利害関係が存在する場合（第十三条の四項に規定される）、または法律によって定められた場合に、譲渡が認められる。

当該個人情報の収集時に、当該情報主体の同意が個人情報の譲渡を考慮していなかった場合は、個人情報譲渡の事前に同意を得なければならない。これは、法的効力を持つ新しい処理操作として扱われる。

情報の譲渡は、書面または適切な電子的手段を介して行わなければならない。その中で、譲渡の対象となる当事者の身元確認およびデータや処理のために予定されている目的、および譲渡者と譲受者が合意するその他の背景または規定を明示しなければならない。

譲渡された個人情報の処理は、譲渡契約で定められた目的に従って譲受者が実施しなければならない。

譲渡が締結された後、譲受者は、情報に対して法的効力のある情報管理者の資格を取得する。譲渡者は、自身が継続的に行っている処理操作に関しては、引き続き個人情報管理者の資格を保持する。

情報主体の必要な同意なしに情報の譲渡が確認された場合、譲渡は無効となり、譲受者は対応する法的責任を損なうことなく、譲渡されたすべての情報を消去しなければならない。

**第十五条の二** 第三者代理人もしくは受託者によるデータ処理。管理者は、データを直接、または第三者代理人もしくは受託者を通じて処理す

ることができる。後者の場合、第三者代理人もしくは受託者は、管理者からの委託および指示に従って個人情報を処理し、管理者と合意した目的以外の目的で処理したり、管理者が明示的かつ具体的に承認していない場合には、譲渡または提供は禁止される。

第三者代理人者が、契約された目的とは異なる目的で個人情報を処理し、または譲渡または提供する場合、管理者が明示的かつ特定の目的を達成するために明示的に許可しなかった場合、第三者はすべての法的効果において情報管理者と見なされ、自ら犯した違反について個人的に責任を負い、また、情報主体や管理者に対して発生した損害については、情報主体および管理者に対しての契約上の責任を損なうことなく管理者と連帯して責任を負わなければならない。

第三者代理人または委託者を通じての情報処理は、管理者と委託者の間で締結された契約に従って行われ、現行の法律に従うものとする。契約には、委託の目的、期間、処理の目的、処理される個人情報の種類、情報主体のカテゴリ、および管理者との権利と義務が規定されていなければならない。管理者が明示的かつ書面により許可した場合を除き、受託者は委託業務の全部または一部を委任することはできない。委託の一部または全体を別の委託者に委任した委託者は、引き続き当該委託に対して連帯責任を負い、処理を委任したという理由で免責することはできない。当庁は、そのウェブサイト上で契約の標準的なモデルを一般公開する。

第三者代理人もしくは委託者、第十四条の二、の四、および第十四条の五を遵守するものとする。第十四条の七の第一項に規定されたセキュリティ基準の差別化は、第三者代理人もしくは委託者にも適用される。セキュリティ対策に違反した場合、第三者代理人はこの事実を管理者に報告しなければならない。

第三者代理人もしくは受託者によるデータ処理が完了した場合、当該委託者が保有するデータは、該当する場合には消去または情報管理者に返還しなければならない。

**第十五条の三** 個人情報保護の影響評価。処理の種類が、その性質、範囲、環境、使用される技術、または目的により、個人情報主体の権利に高いリスクをもたらす可能性がある場合、管理者は、処理操作を開始する前に、個人情報保護への影響の評価を実施するものとする。

影響評価は、以下の場合に常に必要とされる：

- 一 自動化された意思決定に基づいて、情報主体の個人的側面を体系的かつ徹底的に評価したプロファイリングなどの処理等で、それらが重大な法的効果をもたらすもの。
- 二 大規模または大スケールなデータ処理。
- 三 公的にアクセス可能な場所の監視またはシステムのモニタリングを伴う処理。
- 四 同意の例外的な事由において、特に保護された機密性の高い個人情報取り扱い。

個人情報保護庁は、個人情報の保護に関連する影響評価を必要とする、または必要としない処理操作の種類参照リストを作成し、公開する。当庁は、これらの評価を実施するための最低限のガイドラインを設定し、少なくとも処理操作の説明、目的、必要性とその目的に対する比例性の評価、リスク評価、軽減措置の評価を考慮することとする。

評価結果に基づき、個人情報保護に関するリスクが高いと判明した場合、管理者は、個人情報保護庁に問い合わせ、勧告を受けられるものとする。

## 第二節

### 機密性の高い個人情報の処理

**第十六条** 機密性の高い個人情報の取り扱いに関する一般的ルール。機密性の高い個人データの処理は、これらのデータに関係する情報主体が、書面、口頭での声明、または同等の技術的手段を通じて明示的に同意を表明した場合にのみ実施できる。

上記のかかわらず、以下の場合、当該情報主体の同意なしに、特定の個人情報を処理することは正当とする：

- 一 当該機密性の高い個人情報が本人により明示的に公開され、当

該処理が公開された目的に関連する場合。

二 非営利目的を追求する公法人または私法人による正当な利益に基づく処理が行われ、以下の条件が満たされる場合：

1. その目的は、政治的、哲学的、宗教的、文化的、組合的または労働的。
2. 実施された処理は、そのメンバーまたは関係者のみに限定される。
3. データ処理の目的は、機関の特定の目的を果たすため。
4. 法人は、データの漏洩、盗難、不正使用または不正処理を回避するために必要な保証を付与して。
5. 個人情報が第三者に転送または譲渡されないこと。

これらの条件が満たされている場合、法人は機密性の高い個人情報を含むデータを処理するために情報主体の同意を必要としない。疑義または行政上または司法上の論争がある場合、管理者は条件が満たされたことを証明しなければならない。

法人のメンバーがその法人に所属しなくなった場合、そのデータは匿名化または消去されなければならない。

三 情報主体の個人情報の処理が、情報主体または他の人の生命、健康または心身の完全性を保護するために不可欠である場合、または情報主体が物理的または法的に同意を与えることが出来ない障害がある場合。障害が解消されたら、管理者は、処理されたデータと実行された特定の処理操作を情報主体に詳細に通知しなければならない。

四 司法裁判所または行政機関における権利の制定、行使または弁護のためにデータ処理が必要な場合。

五 データの処理が、法律の枠組みの中で行われ、情報管理者または情報主体が労働や社会保障の領域での権利の行使と義務の履行に必要な場合。

六 機密性の高い個人情報の処理が法律で明示的に許可または義務

付けられている場合。

本条で言及されている同意なしでデータを処理するための例外は、機密データの性質を持たないデータの処理にも適用されるものとする。

**第十六条の二** 健康および人間の生物学的プロフィールに関連する機密性の高い個人情報。第十六条の第一項に規定された条件が満たされた場合、情報主体の健康に関する個人情報や遺伝子、プロテオミック、代謝プロフィールなど、被験者の生物学的プロフィールに関連する個人情報は、特別な医療関連法律で定められた目的のためにのみ処理を可能とする。

情報主体の健康とその生物学的プロフィールに関連する機密性の高い個人情報は、本法で確立された原則と規則を尊重して以下の場合にのみ、情報主体の同意なしで処理できる：

一 これが情報主体または他の人の生命または心身の完全性を保護するために不可欠である場合、または情報主体が物理的または法的に同意を与えることが出来ない障害がある場合。障害が解消されたら、管理者は、処理されたデータと実行された特定の処理操作を情報主体に詳細に通知しなければならない。

二 法律に沿って発令された保健警報の場合。

三 歴史的、統計的、科学的な目的で使用される場合、公益に関心がある研究や調査、または人間の健康に利益がある製品や医薬品の開発などで、他の方法では開発できない場合。健康情報や生物学的プロフィールに関する個人情報を利用した科学的な研究や調査の結果は、自由に公表または配布が可能だが、データは事前に匿名化されなければならない。

四 司法裁判所または行政機関における権利の制定、行使または弁護のためにデータ処理が必要な場合。

五 予防医学、労働医学、労働者の能力評価、医療診断、医療的または社会的なケアまたは支援の提供、医療的または社会的支援サービスシステム管理などのために必要とする処理の場合。

六 法律が明示的にその処理の目的を指定し、許可している場合。

個人が特定した、または特定可能の情報主体の健康情報や生物学的プ



ロファイルのデータ、および関連する生物学的サンプルの処理や譲渡、および生物学的材料の保存は、労働、教育、スポーツ、社会、保険、安全、識別の領域で収集された場合、本条項に記載されたいずれかの理由に該当し、法律が明示的に許可する場合を除き、禁止とする。

本条で言及されている同意なしでデータを処理するための例外は、この規定で言及されている特別な性質を持たないデータの処理にも適用されるものとする。

**第十六条の三** 生体認証的な性質の機密性の高い個人情報。生体認証の性質を持つ機密性の高い個人情報は、個人を一意に識別するための、指紋、虹彩、手や顔の特徴、声など、個人の身体的、生理的または行動的特徴に関連する、特定の技術的処理によって取得されたデータとする。

これらのデータは、第十六条第一項の規定が遵守され、管理者が情報主体に以下の特定の情報を提供した場合にのみ処理できる：

- 一 使用される生体認証システムの識別。
- 二 生体認証システムによって収集されたデータが使用される特定の目的と、
- 三 生体認証データが使用される期間および、
- 四 情報主体が権利を行使できる方法。

生体認証個人データは、第十六条の二の第二項に示されている場合のみ、同意なしに処理することができる。

## 第三節

### 個人情報の特別カテゴリーの処理

**第十六の四** 児童および青少年に関する個人情報。児童および青少年に関する個人情報の処理は、彼らの最善の利益と進歩的な自律性の尊重を考慮した場合のみ行える。

前項に規定された要件を満たす場合、児童の個人情報を処理するためには、法律が明示的に許可または命令しない限り、親権者または法定代理人、または児童を世話する責任者からの同意を得なければならない。

青少年の個人情報は、次の項に定める場合を除き、成人と同様の許可規定に従って取り扱われる。

16歳未満の青少年の個人情報には、法律によって明示的に認可または命じられていない限り、保護者または法定代理人または青少年の介護を担当する者からの許可のみでの取り扱いが許可される。また、個人情報の特定のカテゴリーに関しては、明示的に認可または命じられた場合を除き、同様の要件が適用される。

本法にあたって、14歳未満の者を「児童」とし、14歳以上18歳未満の者を「青少年」とみなす。

児童と青少年の個人情報を取り扱う、教育施設を含むすべての公的または私的な個人または団体、および彼らの保護を行う者を含めて、児童および青少年に関する個人情報の正当な使用と保護を確保することは、特別な義務となる。

**第十六条の五** 歴史的、統計的、科学的、研究または調査目的の個人情報。公的機関を含む公的または私的な自然人または法人によって行われる個人情報の処理には、その処理が歴史的、統計的、科学的、研究または調査目的で行われる場合、正当な利害関係があると理解される。

情報管理者は、データがそれらの目的にのみ使用されるようにするために必要なすべての品質およびセキュリティ対策を講じ、履行したことを証明しなければならない。機密性の高い個人情報の場合、管理者は潜在的なリスクを特定し、それらを削減または軽減することを目的とした対策を実施しなければならない。これらの条件が満たされると、管理者はデータを無期限に保存および使用できる。

これらの目的のためにのみ個人情報を処理した管理者は、得られた結果と分析を公開できるが、公開するデータを匿名化するために必要な措置を事前に講じなければならない。

**第十六条の六** 位置情報データ。情報主体の個人情報で位置情報データに関する処理は、第十二条および第十三条に規定された同じ合法性の根拠の下で実行できる。

情報主体には、処理される位置情報データの種類、処理の目的と期間、および付加価値のあるサービス提供のために第三者に伝達または譲渡されるかどうかについて、明確かつ十分かつ適時に通知しなければならない。

### 第三章

#### 経済的、財政的、銀行的または商業的性質の債務に関連する個人情報の使用

**第十七条** 個人情報のデータベースまたは記録の管理者は、不渡り手形や残高不足の不渡り小切手、閉鎖された口座に対しての小切手などの経済、財務、銀行、または商業上の債務に関する情報が含まれている場合、および住宅ローンや銀行、金融会社、住宅ローン管理会社、貯蓄信用組合、公共機関、および共通の法律に従う国営企業、および商業店舗での購入のために提供された債務資金を管理する会社から派生する債務の不履行の情報が含まれている場合に限り、その情報を伝達することができる。しかし、国立農業開発機構がその利用者に対して与えた借款に関する情報と、再契約、再交渉、および更新された経済、金融、銀行、または商業上の義務に関連する情報、またはいずれかの保留中の形態がある場合の情報は例外とする。

共和国大統領の最高政令によって定められた他の金銭的債務も、有効に発行された支払いまたは信用の文書で裏付けられ、債務者または支払い義務者の明示的な同意と期日が記載されているものである場合、その情報は伝達できる。ただし、電気、水道、電話、ガスのサービスを提供する公共または民間企業に対する債務、法律第18591号および19287号に従って教育機関に対する債務、法律第20027号に従って銀行または金融機関に対する債務、または生産促進公社によって管理される高等教育を受けるための学生向け融資事業および任意のレベルの正規の教育サービスを自身または第三者に提供するために負った債務、公共または私立の医療機関および関連する企業、金融機関、商業施設等で受けた診療、外来診察、入院、救急事態による医療行為、検査、医療プログラム、手術または治療で生じた債務、高速道路運営業者のインフラ利用料金からの債

務等の情報を伝達できない。

個人情報のデータベースを管理する管理者は、本条で言及されている情報、特にそこに含まれる不渡りおよび滞納が債務者に影響を与える失業期間中に発生した場合、これらを公表または伝達することはできない。

このため、債務者に失業手当が給付されている間のみ、関連する情報の利用停止するため失業基金管理者は受益者のデータを商業情報公報に伝達する。

ただし、失業保険に加入していない者は、法的に発行された解雇通知書を添付するか、もし紛争がある場合は労働監督局に出席した際の証明書を添付して商業情報公報にその状態を証明しなければならない。これにより、この権利を申請することができる。本権利は、更新可能な3か月間、1回まで申請することができる。この更新を行うためには、債務者が失業状態であることを表明する宣誓供述書を添付しなければならない。

利用停止は債務者に対して無料とする。

雇用契約の終了日の前年に商業情報システムに情報が記録されている者には、利用停止は適用されない。

管理者は、時効が成立した義務に関する個人情報について、申請、裁判所命令、情報保護当局からの指示なしに、記録またはデータベースから消去しなければならない。

個人情報のデータベース管理者は、いかなる状況でも、当人物が本法の恩恵受けている事を示すまたは特徴付けることはできない。

**第十八条** 関連する個人を識別または識別可能にする前条のデータは、該当債務が発生してから5年が経過した後、いかなる場合においても伝達することはできない。

また、該当する債務が支払われたか、法的に解消された後は、その債務に関するデータを伝達し続けることはできない。

ただし、未解決の訴訟に関連する情報については、司法裁判所に必要な情報を伝達できる。

**第十九条** 他の方法によるこれらの債務の支払いまたは消滅は、前条で定められた期限が保留されている間、第四条にあたる各データの法的根

拠の失効または喪失をもたらさない。

債権者が直接介入する別の支払い方法によって支払いが行われた場合または債務が消滅した場合、債権者は、不渡りまたは滞納を通知した一般にアクセス可能な記録またはデータベースの管理者に遅くとも7営業日以内にその事実を通知し適切な新しい情報を記録させ、それに伴う料金が発生した場合債務者に支払いを請求できるとする。債務者は、債権者から十分な支払いの証明書を提供されたら、データベースの変更を直接請求し、債権者からその通知義務から解放できるようにすることを選択できる。その選択は書面で表明しなければならない。

一般に公開されている前述の情報源からの提供または収集された個人情報の処理を実施する者は、その情報源から債務の支払いまたは消滅の通知を受けた場合速やかに、または3日以内に管理するデータベースにその旨の変更しなければならない。これが不可能な場合は、情報が更新されるまで、当該情報主体の情報の利用停止を行わなければならない。

これらの義務のいずれかの違反は、本法の第八章の規定に従って認知され、処罰される。

## 第四章

### 公的機関による個人情報の取り扱い

**第二十条** 公的機関による個人情報の取り扱いに関する一般的ルール。公的機関が法的義務の履行のために、その職務の範囲内で法律に定められた規定および本章の規定に従って、個人情報を処理することは正当である。その場合、公的機関は情報管理者として機能し、個人情報を処理するために情報主体の同意を必要とされない。

**第二十一条** 公的機関の情報処理に適用される原則と規則。公的機関が行う個人情報の処理は、本法の第三条で定められた原則および国家行政において適用される一般的な原則、特に調整、廉潔性、効率性の原則に従って行われる。

調整の原則に基づき、公的機関は高度な相互運用性と一貫性を達成しな

ければならず、情報の矛盾や情報主体への情報や資料の再請求の回避に努めなければならない。効率の原則に従って、公的機関間および公的機関と情報主体との間の手続きおよび手続きの重複は避けられなければならない。

本章の他の規定にかかわらず、本法の第二条、第十四条、第十四条の二、の三、の四、の五、の六および第十五条の二、第二章および第三章の第一節、第二節および第三節の条項、第五章および第七章の条項が、公的機関が処理する個人情報に適用される。同様に、第二十三条の規定に従って、第四条、第五条、第六条、第七条および第八条が適用される。

**第二十二條** 公的機関による情報の伝達または譲渡。公的機関は、個々の個人情報またはデータベースまたはデータセットの一部またはすべてを他の公的機関に伝達または譲渡することができる。ただし、データの伝達または譲渡が法的な機能の遂行に必要であり、両者の機能範囲内で行われる場合に限る。データの伝達または譲渡は、特定の処理のために行われる必要があり、受取る側の公的機関はそれらを他の目的に使用することはできない。

同様に、公的機関がデータの利用により、情報主体に利益を提供したり、市民に手続きの重複や同一のデータ情報や書類の再請求を回避するためのものである場合、公的機関間で個人情報やデータベース全体または一部を伝達または譲渡することができる。

受け取る側の公的機関は、必要な特定の処理を実行するために必要な期間のみデータを保持でき、その後、データを消去または匿名化しなければならない。これらのデータは、公的機関が苦情や異議申し立てを処理したり、管理または監視活動を実行したり、行われた決定の保証として役立つ場合、より長期間保持することができる。

個人情報を個人または団体に伝達または譲渡できるようにするために、公的機関は、情報主体が公的機関の監査や検査に関する業務の遂行に必要なでない限り、情報主体の同意を得なければならない。

法律第20285号第十条に基づく情報開示の要請に応じて個人情報を伝達または譲渡する場合には、行政機関は同法第二十条の適用で、情報主体からの同意を得なければならない。

刑事、民事、行政および懲戒犯罪に関連するデータの伝達に関しては、

第二十五条の規定が適用されるものとする。

公的機関は、個人情報の転送または譲渡に関連して他の公的機関および民間団体と締結した協定について、そのウェブサイトですべて毎月報告しなければならない。この義務は、当庁が監査する。

**第二十三条** 情報主体の権利の行使、行政的保護手続き及び違法行為の申し立て 情報主体は、本法で認められているアクセス、修正、および異議申し立ての権利を行使するために、公的機関に申し立てることができる。情報主体は、特定の処理が本章の規定に反する場合、申し立てることができる。前条第三項に定められた事項の場合、情報主体は消去権を行使することができる。

公的機関は、以下の場合、個人情報へのアクセス、修正、異議申立、消去、または一時的な使用停止の申し立てを受け入れられないものとする：

- 一 これにより、公的機関の監査、調査、被害者および証人の保護または制裁機能の遂行が妨げられ、または妨げられる場合、および
- 二 これにより、法律で定められた情報の秘密性に影響を及ぼす場合。

情報主体の権利の行使は、本法の第十一条に定められた手続きに従って、当機関の上級責任者に申し立てなければならない。

情報主体は、公的機関が本法で認められた権利のいずれかを行使する申し立てを明示的または暗黙的に拒否した場合、当庁に苦情を申し立てることができる。苦情は、第四十一条に定められた権利保護のための行政手続きに関する規則に従わなければならない。

**第二十四条** 特別制度。以下に示す事項を管轄する公的機関によって実行される個人情報の処理、伝達、または譲渡は、本条に定められた特別な規制体制のみの対象となる：

- 一 刑事犯罪の防止、調査、発覚、起訴、または刑事制裁の執行を目的として実施され、公安に対する脅威とリスクからの保護と防止の活動、被害者と証人の保護を含む。
- 二 国家の安全、国防、外交政策に直接関連する事項に関するもの。

三 緊急事態または災害の状況に対応することを唯一の目的として、法律に従って宣言され、その宣言が効力を有する間のみ実施されたもの。

四 それぞれの法律で定められた秘密、極秘または機密保持の規則によって保護されたもの。この例外において、公的機関が他の公的機関または第三者に譲渡しなければならない法的義務を履行するために提供される情報も含まれる。その場合、受取る側は同じ秘密、極秘または機密保持の義務を保持しながらそれら进行处理しなければならない。

当該公的機関は、その法的機能を果たすために行われる限り、その権限の範囲内で、共和国政治憲法第十九条第十九条第四項に規定された基本的な保証および第三条に規定された原則を遵守して個人情報を適法に処理、伝達、および譲渡することができる。

上記の一、二、三項の目的に基づくデータの処理、譲渡、および伝達を行うため、公的機関およびその職員は、法律で許可された特定の目的で実行される処理に関連するデータに限り、情報を交換し、要求された個人情報を提供する義務がある。これが不可能な場合は、要件が必要かつ比例した措置である場合に限る。

個人情報保護局は、管轄機関の意見を聞いた上で、それらの保護を確保し、対応する機関の法的機能を適切に遵守できるようにするために、上記の保証および原則を上記の凡例に適用する方法を指定する指示を出す場合がある。

**第二十五条** 刑事、民事、行政および懲戒犯罪に関連するデータ。犯罪、民事、行政及び規律違反の犯罪行為および罰則に関する個人情報は、公的機関が法的義務の範囲内で、法律に明示的に定められている場合に限り、その職務を遂行するためにのみ処理できる。

公的機関がこれらの個人情報の処理に関して行う通知においては、常に、通知されたまたは公表された情報が正確で十分であり、最新であり、完全であることを確保しなければならない。

刑事、民事、行政、または規律違反の犯罪行為の送検や有罪判決に関連する個人情報は、その刑事、民事、行政、または規律違反行為に関する時効が成立した後、または罰金や処罰が執行された後、当該公的機関によって宣言または確認された場合を除き、公開または開示されることは



ない。上記は、対応する特定の義務を確立する法律に規定されている方法および期間、法律の明示的な規定により公的機関が保持する記録にこの情報の組み込み、維持、および相談を損なうものではありません。公的機関の職員は、本情報について秘密を保持する義務があり、機密情報として保管する必要がある。

刑事、民事、行政、または規律違反の犯罪行為の送検や有罪判決に関する情報が、処罰の記録に組み込まれること、公的機関のウェブサイトや他のマスメディアで公開されることなど、期間を定めずに公表されることが法律で定められている場合、以下の規則に準拠する：

- 一 刑事犯罪に関する公表期間については、この種の違反行為に特有の規則に準拠する。
- 二 民事、行政、規律違反に関する違反行為については、5年間公表続けられるとする。

公的機関が保持する刑事、民事、行政、または規律違反の電子記録に含まれる個人情報の一括処理は禁止される。本禁止事項の違反は、本法により重大な違反行為とみなされる。

司法裁判所またはその他の公的機関が法的機能の履行のために情報を要求し、その職務範囲内である場合は、情報の伝達の禁止の例外となる。ただし、これらの機関は、適切な機密を保持しなければならない。

ただし、本条第三項に定める規定にかかわらず、刑事犯罪の違反行為と罰則に関する個人情報は、機密扱いとなり、処理を許可する法的規定がない限り、これを保有する公的機関は第三者に伝達または譲渡することはできない。

**第二十六条** 規則。公的機関間、および個人または民間団体との間で個人情報を伝達または譲渡するための条件、方法、および手段は、大統領府総務省によって発令され、財務省長官および経済、振興、および観光大臣によって署名された規則によって規制される。当規則は、当庁の報告を事前に受けた上で発令される。同規則では、特に機密性の高い個人情報を含む個人情報の匿名化手続きが規定される。

ただし、この規則は、本法の第八章で言及されている機関のいずれかが関与する譲渡には適用されない。

## 第五章

### 個人情報の国際転送について

**第二十七条** 認可に関する一般規則 本法に従い、情報の取り扱いを許可する要件を満たしている場合は、以下の事例のいずれにおいても、データの国際転送業務が合法とされる：

- 一 第二十八条の定めに従い、個人情報保護に関し適正水準にあるいずれかの国で、その国の法制度下にある個人、団体または組織（公共または民間の別を問わない）に対し、転送が実施される場合。
- 二 データ転送が、転送を行う管理者、又はこれを受取る管理者もしくは第三者代理人により締結された契約条項またはその他の法律文書に基づき行われ、これらの法律文書中で、情報主体の権利とその保証、管理者の義務、管理手段が定められている場合。
- 三 転送を実施する管理者及びこれを受信する管理者や第三者代理人が、各自に適用される法律に従い、拘束力を持ち認定された法令遵守モデルまたは自己規制モデルを採用している場合。
- 四 情報主体の明示的な同意があり、特定の限定的なデータ国際転送を行う場合。
- 五 特定の銀行、金融または証券市場に関する転送で、これらの転送を規制する法律に従い行われる場合。
- 六 同一企業グループに属する会社もしくは団体、または証券取引法上の関連企業もしくは管理者が同一の企業の間で転送が実施される場合。ただし、これらすべてが個人情報の取り扱いに関し同一の基準および方針に基づいて運用を行う場合に限る。転送を実施する管理者は、企業グループの構成員のいずれかが、拘束力を持った会社の基準や方針に対し何らかの違反を犯した場合、その責任を負う。管理者は、違反が企業グループの当該構成員に起因するものではないことを証明した場合にのみ、この責任を免れることができる。

七 チリ国が批准し、現在有効な国際条約または協定により課された義務を履行するためにデータを転送しなければならない場合。

八 公的機関がその職務の遂行および権限の行使のために締結した協力、情報交換または監督に関する協定の適用のために、転送が必要な場合。

九 公共または民間の自然人または法人によって行われるデータ転送が、法律によって、特定の目的のために明示的に許可されている場合。

十 国際司法協力の提供または要請を目的として転送を行う場合。

十一 情報主体と管理者との間の契約の締結もしくは履行、または情報主体の要請により行われる契約前手続の実施のために、転送が必要な場合。

十二 疾病の予防もしくは診断、医療措置、または保健・健康サービスの実施のため、医療や保健に関する緊急の措置が必要な場合。

**第二十八条** データの国際転送に適用される適性国判定ルールおよびその他の適用規則。ある国の法制度が、本法に定める基準と同等、またはより厳しい基準を満たしている場合、情報保護が適正水準にあると理解される。当庁は、情報保護の適正水準を有する国を、少なくとも以下の点を考慮し、正当な根拠をもって判断する：

- 一 個人情報の取り扱いに適用する原則を確立していること。
- 二 情報主体の権利を認め保証する規則の存在、および管理または保護に関する管轄権上または行政上の公的当局の存在。
- 三 情報取り扱いの管理者および第三者代理人に対し、報告やセキュリティに関する義務を課していること。
- 四 違反が発生した場合の責任の所在が特定されていること。

当庁は、利害関係者が利用できるよう、情報の国際転送に適した国のリスト、ならびに同転送に関する契約条項ひな形およびその他の法律文書を、ウェブページ上に掲載する。

前条で示した状況のいずれにも相当しない場合、当庁は、本法に従っ

て、情報主体である個人の権利の保護および転送された情報のセキュリティに関してデータの送信者および受信者が適切な保証を与える限りにおいて、根拠を付した決定により、ある特定の事例について情報の国際転送を許可できる。適切な保証とは、本法が提示するものに類似の、又はより厳格な原則、権利および保証を含み、特に情報主体に対し要求可能な権利および実効的な法的手段を与えるような手段、メカニズムおよび条項を指すものとみなす。当庁は、転送がチェックを受けるように事前条件を課すことができ、また国境を越えた情報の流れについて前記の保証を含む条項のひな形を定めることができ、これを管理者が利用できるよう提供する。

情報の国際転送を行った情報管理者は、かかる転送が本法に定めるルールに従って行われたことを当庁に対し証明する責任を負う。

**第二十九条** 監査。当庁は、情報の国際転送業務を監査し、勧告を行い、保全措置を講じ、必要と認められた場合にはデータの送信を一時的に停止できる。

## 第六章

### 個人情報保護に関する管理当局

**第三十条** 個人情報保護庁。個人情報保護庁を、公法上の、技術的な、分権化された自治法人として、また法人格および独自の資産を有し、かつ経済発展観光省を通じて共和国大統領に属するものとして、創設すること。

当庁は、本法の定めに従い、個人のプライバシーおよびその個人情報を保証する権利が効果的に保護されるよう監視し、本法の規定の遵守を監査することを、その目的とする。

当庁の住所は施行規則で定めるが、ただしこれを国内の他の地域に設けることもできる。

**第三十条の二** 当庁の職務と権限。当庁は、以下の機能および権限を有する：

一 本法に定める原則に従い、個人情報の取り扱い業務を規制する目的で、一般的で強制力のある指示や規則を発行する。当庁が発行した一般的な指示や規則は、当庁のウェブページを通じて行われる意見公募の後に発行されなければならない、個人情報の取り扱いに関する規制に厳密に関連し、本法を忠実に遵守するために必要なものでなければならない、利害関係者がこれに対し意見を提起できるようにするため、必要なメカニズムを備えなければならない。

二 個人情報の保護に関する法規および規制、ならびに当庁が発行した一般的な指示や規則を、適用し行政的に解釈する。

三 本法、その施行規則および個人情報の取り扱いに関し発行される一般的な指示や規則の規定遵守を監査する。このため、個人情報の取り扱いを行う者に対し、文書、帳簿、記録および当庁の監査機能の遂行に必要なすべての情報を引き渡すことを、要求できる。

四 本法、その施行規則および当庁が発行した一般的な指示や規則に定められた原則と義務に対し、個人情報の取り扱いを行う者がデータ処理業務において犯した違反および不遵守を特定する。かかる目的にあっては、根拠のある方法で、例えば、情報主体、個人情報を取り扱う者の法定代表者、管理者、顧問および従業員、ならびに制裁手続の決定に関連する事実に関与した又はこれを知った全ての者を、供述のため召喚できる。また、忠実性が確保される他の手段によって、各々の供述を取ることもできる。

五 本法、その施行規則および当庁が発行した一般的な指示や規則に反して個人情報を処理した自然人または法人に対し、本法に定める制裁を適用して罰する権限を行使する。

六 本法、その施行規則または当庁が発行した一般的な指示や規則に反して個人情報を処理した者に対し、情報主体が提起した請求および申立を裁決する。

七 市民に対し、自身の個人情報保護の尊重について普及、推進および情報提供するための計画、プロジェクトおよび行動を策定する。

八 個人情報の適切な保護を保証し、同情報の取扱いおよび使用に関する規制を完全なものとするための法規や規制を、共和国大統領および該当する場合は国民議会に提案する。

九 国民議会、司法権、共和国会計検査院、検察当庁、憲法裁判所、中央銀行、選挙管理局、選挙裁判所および法律で制定されたその他の特別裁判所を対象に、これら機関の個人情報取り扱いに関する業務や活動が、本法が定める原則および義務に従って行われるよう、これら機関の内部方針や内部規則の制定と実施の際に、必要に応じて技術支援を提供する。

十 個人情報の保護と適切な取り扱いを監視することを目的とした政策や行動の立案実施において、公的機関と連携協力する。

十一 個人情報の分野を管轄する、または同分野に関係する公共団体や民間団体と、国内外または国際レベルで、協力および提携の協定を締結する。国際的な公共の団体と協定を締結する場合、法律第21080号第三十五条の定めに基づき、外務省への事前照会が必要となる。

十二 個人情報保護に関する国際機関に参加し、同機関の協力を受け、これと協調する。

十三 違反防止モデルおよび法令遵守プログラムの認定、登録および監督を行い、国家制裁執行登録簿を管理する。

十四 法律が付与するその他の職務と権限を行使する。

本法により当庁に委任された職務や権限について、行政権の組織がこれを行わせる必要がある場合、法律第19880号第十四条第二項の規定を遵守しなければならない。

**第三十条の三** 当庁の執行権。当庁の最高執行権は、当庁の執行委員会に帰属し、同委員会は、以下の職務と権限を有する：

- 一 法律により当庁に委託された権限を行使し、職務を果たす。
- 二 法律により委託された職務を果たすために、当庁の機能に関する内部規則を定める。
- 三 当庁の機能に関する計画、組織化、執行、監督、連携および制

御、ならびに資産の管理、取得および移転に関する方針を定める。

**四** 一般的な規則、通達、回覧文、および必要に応じてその他の決定を発行する。

**五** 共和国大統領または国民議会に対し、法規および施行規則の改正案を提起する。

**六** 毎年、年初の4ヶ月間以内に、前年に当庁が実施した業務を詳細に記載した年次会計広報を作成する。

**第三十条の四** 当庁執行委員会の構成員。当庁執行委員会は3名の理事で構成され、同理事は、共和国大統領が任命し、上院の同意を、在職中の議員の3分の2以上の賛成による採択をもって行う。

その任命にあたっては、共和国大統領が該当する名簿により推薦を行い、上院がこの推薦に対し賛否の決定を行わなければならない。

理事候補者は、個人情報保護に関して専門的または学術的に認められた人物でなければならない。

当庁の執行委員会は、当庁の規約の定めに従い、その委員の中から委員長および副委員長を任命する。委員長および副委員長の任期は3年間、または各事例において理事としての任期の残期間とする。

理事の任期は6年とし、再任することはできず、2年ごとに個別に更新を行う。

当庁執行委員会の理事の職務は、専任であることが必要とされる。

当庁の執行委員会は、その構成員の過半数をもって可決し、可否同数の場合は委員長、または委員長が不在の場合は副議長が裁決を行う。議事を行うための最低定足数は、理事2名とする。施行規則をもって、その機能に必要なその他の規則を定める。

当庁の執行委員会は、通常会議を少なくとも週1回開催し、臨時会議は、委員長が特に自ら、または理事2名の書面による要請により招集した場合に、運営内部規則に定める方法および条件で開催する。議長は、指定された招集の実施を拒否することはできず、該当する会議は、前述の要請から2営業日以内に開催されなければならない。

**第三十条の五** 不適格性および非両立性。民間企業におけるあらゆる職務または役務の履行は、その報酬の有無にかかわらず、理事の職務と両立できない。同様に、次の資格とも両立できない。政党の運営組織の構成員、国の行政機関の公務員、ならびに国税または市税を資金として報酬が支払われる全ての雇用または役務、ならびに報酬の有無にかかわらず国内外の自治機関、組織または国有企業の顧問、理事または職員の職務にある者、ならびに法によって制定されたあらゆる公共の役務、あるいは公共または民間の企業、会社または団体で、国、国有企業、国有会社または国の直属か分権化されているかを問わず国の機関が資本の半分以上を拠出しているもの、または同一条件、同一代表権もしくは同一所有権をもって資本を拠出しているもの。さらに、有償または無償の別を問わず、国の権力にいずれかにおけるその他何らかの役務または雇用とも両立できない。

理事の職務は、国が認可した公共または民間の機関における、週12時間を上限とした教職への履行と、両立できる。

理事の配偶者またはシビルパートナーシップの関係にある者、およびその血縁関係が二親等以内にある親族は、個人情報の収集、処理または伝達を目的または事業とする企業の取締役になることはできず、又、同企業の所有権を持つこともできない。

さらに、以下の者は、理事に任命されることはできない：

- 一 禁固刑または公的職務もしくは公的地位への就任の永久欠格に相当する違反、背任行為、贈収賄および公的職務の行使に際し犯した違反、あるいは租税に関する違反や公信義則違反による違反により有罪判決を受けた者。
- 二 違法な麻薬、薬物または向精神薬に依存している者、ただしその使用が医学的治療によって正当化される場合を除く。
- 三 直近5年以内に、個人情報取り扱いおよび個人情報保護を規制する規則に対する重大な違反、または非常に重大な違反により、罰せられたことがある者。
- 四 過去1年以内に、個人情報取り扱いを目的もしくは事業とする企業の管理職、情報責任者、取締役であった者、または同企業の資産の所有権を有していた者。



本条に明示的に規定されていないすべての事項については、法律第18575号国家公務員法の文章を統合、調整および体系化する大統領府事務総局の2000年付法律の効力を有する政令第1-19653号第三章第二節の規則が適用される。

**第三十条の六** 理事の解任および職務停止の事由。理事は、無能力、不適切な行動またはその職務遂行における明白な過失を理由とし、最高裁判所、共和国大統領の要請、または単純多数決により可決された決定による代議院からの要請、あるいは15人の代議院議員からの陳情によって解任される。最高裁判所は、かかる問題を、そのために特別に招集された本会議で審理し、解任に合意するためには、在職中の構成員の過半数の賛成票が得られなければならない。

解任に加え、以下の事項は、理事の職務を停止する事由となる：

- 一 任命された期間が満了した場合。
- 二 共和国大統領に対し辞任を表明した場合。
- 三 選挙で選ばれる職務に立候補した場合。
- 四 不適格性または非両立性が突然生じた場合。かかる状況は、理事のうち当事者を排除した過半数によって認定する。

何らかの理由により1名以上の理事が職務停止となった場合、第三十条の四に定める手続と同一の手続による共和国大統領の推薦を通じて、残りの任期について新たな理事を任命する。

本条に基づきその職務を停止された理事が、当庁執行委員会の委員長または副委員長の地位にある場合は、第三十条の四に定める方法により、欠員が生じた席の残期間について、その後任者を任命する。

**第三十条の七** 報酬。当庁執行委員会の委員長は、国の事務次官と同等の月額総報酬を受け、第三十条の九およびその他の関連法規の規定において示された職務を行使する役目を負う。

それ以外の理事には、当庁執行委員会の委員長の報酬の85%に相当する報酬を受ける。

**第三十条の八** 当庁の規約。当庁の規約をもって、その運営規則を定める。規約およびその改正は、当庁が共和国大統領に対し提案を行い、そ

の承認は、経済発展観光省を通じて発行される最高政令によって命じる。

**第三十条の九** 当庁執行委員会の委員長の職務と権限。当庁執行委員会の委員長は、当庁の役務の長であり、司法および裁判外の手続において当庁を代表する。当庁の組織化および運営を任務とし、当庁職員の行動の監視および職制に応じた管理を行う役目を負う。

当庁執行委員会の委員長には、特に以下の職務と権限が与えられる：

- 一 役務の長としての努めを果たす。
- 二 当庁の執行委員会が採択した規則や合意を実行し、遵守させる。
- 三 当庁執行委員会の会議を招集し、その議長となり、かつ、各会議で取り扱う課題の一覧を作成する。
- 四 法手続、司法手続及び裁判外手続において当庁を代表する。
- 五 当庁執行委員会が適切に機能するために必要な内部規則を、当庁執行委員会の合意を得た上で発行し、当庁に適用される規則の遵守を監視する。
- 六 法に基づき、当庁の職員を雇用し、またその勤務を打ち切る。
- 七 当庁執行委員会の目的達成のために必要な行為を執り行い、取り決めに締結する。
- 八 当庁の職員に、特定の権限または資格を委任する。
- 九 当庁と公的機関およびその他の国の機関との関係、当庁と当庁が監査対象とする人や団体との関係、ならびに当庁と個人情報の国際規制団体との関係を率いる。
- 十 当庁執行委員会から委任されたその他の職務を遂行する。

当庁執行委員会副委員長は、当庁執行委員会委員長が不在の場合に、その職務と権限を引き受ける。

**第三十一条** 透明性評議会との規制連携。当庁が、法律第20285号に示された職務と権限に従い、透明性評議会が管轄する領域に影響を及ぼ

しうる一般的で強制力のある指示または規則を発行しなければならない場合、規則の競合の可能性を回避または予防し、かつ、両機関の間の連携、協力および協調を確実とするため、同評議会にすべての記録を送付し、報告を要請する。

透明性評議会は、前項が言及する要請を受けた日から30暦日以内に、要請された報告書を作成しなければならない。

当庁は、透明性評議会の意見の内容を考慮に入れ、自身が発行する指示または規則の経緯説明部分に、同意見についての記載を行う。報告書を受領しないまま同期間が経過した場合、法律第19880号第三十八条第二項に従い手続を進める。

一方、透明性評議会が、本法に示された職務と権限に従い、当庁が管轄する領域に明らかに影響する一般的な指示を発行しなければならない場合、同評議会は当庁に記録を送付のうえ報告書を要請し、また当庁は、要請を受けた日から数え30暦日以内に同報告書を作成しなければならない。透明性評議会は、当庁の意見の内容を考慮に入れ、自身がかかる目的で発行する一般的な指示の経緯説明部分に、同意見についての記載を行う。報告書を受領しないまま同期間が経過した場合、法律第19880号第三十八条第二項に従い手続を進める。

**第三十二条** 当庁の職員および監査。当庁に役務を提供する者は、労働法の適用を受ける。

以上にかかわらず、前述の者には、公職の誠実性および利益相反の防止に関する法律第20880号、法律第18575号国家公務員法の文章を統合、調整および体系化する大統領府事務総局の2000年付法律の効力を有する2000年付法律の効力を有する政令第1-19653号第三章に定める誠実性にかかる規則が適用され、その旨を規定する条項を各契約書に記載しなければならない。

当庁において管理職に就く者は、法律第19882号に基づく上級公務員の選考プロセスを規定する規則に従い、それぞれのケースについて上級公務員委員会が作成した3名の候補者名簿に基づき、国家公務員局が行う公募によって選出する。

第三者が、形式的行為や職務遂行上の作為または不作為を理由に、当庁の理事または職員に対し司法手続を取った場合、当庁は法的防御を提供しなければならない。かかる防御は、この者が職務を停止した後も、同

者を相手取り提起されるすべての行為に対し行われる。

職員の行動に起因する職務停止が、形式的行為、作為または不作為を事由としなされた場合には、前項で言及した防御は行われない。

当庁は、国の財政管理に関する1975年付政令第1263号に定める規則を遵守しなければならない。

また、同当庁は、その職員ならびに会計の検査および審判に関し、共和国会計検査院の監査を受ける。

当庁の決定は、共和国会計検査院の監査認証手続を免除される。

**第三十二条の二** 資産について。当庁の資産は、以下のもので構成される：

- 一 公共部門予算法において年次で規定されている拠出金。
- 二 何らかの名目で移転された、または取得した動産および不動産、ならびにこれらから得る収入。
- 三 当庁が受け取った寄付。寄付は、民法第千四百一条が言及する裁判官に対する認可申請手続を必要としない。
- 四 当庁が相続財産および遺産を受け取る場合は、常に資産上の利益となるように行わなければならない。かかる受け渡しでは、あらゆる種類の税金およびあらゆる賦課金、またはこれに対し発生する支払いを免除される。
- 五 国際協力の拠出金。

## 第七章

違反および違反に対する制裁、手続ならびに責任について

**第三十三条** 責任に関する一般制度。情報管理者が（自然人または法人の別、公法または私法の別を問わない）個人情報取り扱い業務におい

て、本法第三条に定める原則および本法に定める権利・義務に違反した場合、本章の規則に従って罰せられる。

## 第一節

私法に基づく自然人または法人に適用される責任、違反および罰則。

**第三十四条** 軽微な違反、重大な違反および非常に重大な違反。情報管理者が、第三条に定める原則や、本法に定める権利・義務に違反した場合、かかる違反は、その重大性に応じて軽微、重大および非常に重大のいずれかに分類される。

本法に定める違反により自然人または法人が責任を負った場合、これが該当しうるその他の法的責任、民事責任または刑事責任を減じることはないと解釈される。

**第三十四条の二** 軽微な違反。以下は、軽微な違反とみなされる：

- 一 第十四条の三に定める情報提供義務および透明性確保義務についての全面的または部分的な不履行。
- 二 情報主体が通知を送る際、または自身の権利を行使する際に、情報管理者またはその法定代表者と連絡を取ることができる、最新かつ有効な郵送先住所、電子メールまたは同等の電子媒体を用意していない。
- 三 本法に従い情報主体が行った請求に対し、回答を怠った、不完全な回答を行った、または期限内に回答しなかった。
- 四 本法またはその施行規則に規定され義務付けられている通知を、当庁に送付しなかった。
- 五 重大または非常に重大な違反として制裁が科されない事例で、当庁が命じた一般的な指示を遵守しなかった。
- 六 違反防止モデルの登録または認定プロセスにおいて、不完全な

情報を提出した。

七 本法に定める権利および義務に対し、重大または非常に重大な違反には分類されないその他の違反を行った。

### 第三十四条の三 重大な違反。以下は、重大な違反とみなされる：

一 情報主体の同意なしに、又は処理の合法性に関する法的前例や根拠がないにもかかわらず個人情報を処理した、あるいは収集の目的とは異なる目的でこれを処理した。

二 情報主体の同意が必要な場合に、その同意なしに個人情報を伝達したもしくは譲渡した、または承認された目的以外の目的でデータを伝達したもしくは譲渡した。

三 第三条第三項の定めに対し、処理の目的には不必要な個人情報の取り扱いを行った。

四 処理の目的にそぐわない、不正確、不完全または更新されていない個人情報を利用した。ただし、法律または契約に基づき、情報主体に個人情報の更新が義務付けられている場合は除く。

五 アクセス、訂正、消去、異議またはポータビリティに関する情報主体の正当な権利行使を阻止または妨害した。

六 情報主体の個人情報の取り扱いの一時的停止を求める正当な要求があった場合に、正当な理由なく回答を行った、回答を遅延させた、または要請を拒否した。

七 本法が定める規則に対し、児童および青少年の個人情報を処理した。

八 政治、哲学、宗教、文化、労働組合または同業組合に関連する活動を目的とした私法に基づく非営利法人の場合に、その加入者のデータについて、定められた要件を遵守せずに個人情報を処理した。

九 第十四条の二に定める秘密保持または機密保持の義務を守らなかった。

十 第十四条の五に定める個人情報の取り扱いにおけるセキュリテ

ィ上の義務に侵害があった、又はこれに違反した。

十一 第十四条の五に定めるセキュリティ対策が侵害された場合に、報告や記録を怠った。

十二 歴史的、統計的または科学的目的のための、および公益を目的とした調査または研究のための個人情報の取り扱いについて、不十分または不適當な品質対策およびセキュリティ対策を採用した。

十三 本法に規定された規則に反して、データの国際転送業務を行った。

十四 当庁が発した具体的かつ直接的な決定または要請に従わなかった。

**第三十四条の三** 非常に重大な違反。以下は、非常に重大な違反とみなされる：

一 個人情報を不正に取り扱った。

二 情報主体が同意した目的、またはその取り扱いを許可する法律に規定されている目的以外の用途に、悪意を持って個人情報を利用した。

三 情報主体に関する真実でない、不完全な、不正確な又は更新されていない情報を、故意に譲渡した、又は伝達した。

四 機密性の高い個人情報、ならびに刑事、民事、行政および規律違反の前歴や制裁に関する個人情報に関し、秘密保持または機密保持の義務を守らなかった。

五 本法の規範に反し、機密性の高い個人情報または児童や青少年の個人情報を、故意に処理、伝達または譲渡した。

六 個人情報の機密性、利用可能性または完全性に影響を与える可能性のあるセキュリティ対策の侵害について、意図的に報告を怠った。

七 公的機関が保持する刑事、民事、行政および規律違反の電子記録に含まれる個人情報を、そのための法的許可を得ずに大量処理した。

八 本法に規定された規範に反し、故意にデータの国際転送業務を実施した。

九 アクセス、訂正、消去、異議、ポータビリティまたは一時的停止の権利行使に関する情報主体からの苦情を解決する当庁の決定を遵守しなかった。

十 違反防止モデルの登録または認定プロセスにおいて、故意に虚偽、不完全または明らかに誤った情報を提出した。

十一 第十五条の三に定める義務に該当する場合に、これを遵守しなかった。

**第三十五条** 制裁。情報管理者が犯した違反に対する制裁は、以下のとおりとする：

一 軽微な違反は、書面による警告、または月間納税単位の100倍以下の罰金により罰せられる。

二 重大な違反は、月間納税単位の5,000倍以下の罰金、または企業の場合は月間納税単位の10,000倍を上限とし、前年度に販売、サービス及びその他の事業により得た年間収益の2%相当額以下の罰金により、罰せられる。

三 非常に重大な違反は、月間納税単位の10,000倍以下の罰金、または企業の場合は月間納税単位の20,000倍を上限とし、前年度における販売、サービス及びその他の事業により得た年間収益の4%相当額以下の罰金により罰せられる。

いずれのケースにおいても、当庁は、制裁の事由となった原因を是正するための措置を指示し、同措置は60日以内の期間内に実施されなければならない。これを怠った場合には、第四十九条の規定とは別途、科された罰金に対し50%の追徴金が課される。再犯の場合、当庁は、第三十六条第二項の二に基づき、違反行為に対し指定された金額の3倍以内の罰金を適用できる。

**第三十六条** 責任が情状酌量や加重されるべき状況。以下を情状酌量すべき状況とみなす：

一 管理者が自発的に補償行為を行った、および影響を受けた情報



主体との間で補償合意が成立した。

二 当庁が実施した行政調査に対し、違反者が協力を行った。

三 情報管理者に、制裁の前科がない。

四 当庁に自己申告した。違反者は、自己申告とともに、違反の起因となった事実を終了するために執った措置または実施した緩和措置について、該当するものを報告しなければならない。

五 取り扱い対象とする個人情報を保護するための指揮および監督の義務を忠実に果たしており、その旨が第五十一条の規定に従い発行された認定により確認できること。

以下は、加重すべき状況とみなされる：

一 再犯。管理者が直近30ヶ月の間に2回以上、本法に対する違反により罰せられた場合、再犯とみなされる。該当する制裁を適用する決定は、確定または執行可能なものでなければならない。

二 違反の継続性。

三 個人情報に関し情報主体の権利および自由の安全性を危険にさらした。

**第三十七条** 罰金額の決定。本法に指定された罰金の額を決定する際には、以下の基準を慎重に適用しなければならない：

1. 行為の重大性。

2. 違反の成立要素として勤勉さや注意の欠如が考慮されていない場合は、当該行為が、勤勉さや注意の欠如により行われたものであるかどうか。

3. 違反によって生じた損害、特に影響を受けた情報主体の数。

4. 違反によって得られた経済的利益がある場合は、かかる利益。

5. 実施された処理に機密性の高い個人情報、又は児童および青少年の個人情報が含まれるかどうか。

6. 違反者の経済力。

7. 同一状況において当庁が過去に適用した制裁。
8. 情状酌量や加重を行うべき状況。

ある行為が2つ以上の違反を生じさせた場合、またはある違反が他の違反を行う手段であった場合、最も重大な違反の重大性を考慮し、1件のみの罰金が科される。互いに独立した2件以上の違反行為が確認された場合、その各々に対応する制裁が累積される。

罰金は、当庁の決定が確定となってから10営業日以内に、対面または電子的手段により、共和国国庫に納付しなければならない。該当する支払い証明は、支払いから10営業日以内に、当庁に提出しなければならない。

**第三十八条** 付随的制裁。24ヶ月の期間内に非常に重大な違反の繰り返しにより罰金が課された場合、当庁は、情報管理者の情報処理に関する業務や活動の停止を、30日間まで命じることができる。この停止は、管理者によるデータの保管には影響を与えない。

付随的制裁として当庁が命じる停止は、部分的または全面的のいずれでも可能であり、情報主体の権利に影響を与える場合は命令することができない。

同期間中に、管理者は、停止を命じる決定に規定された要求事項に自身の業務や活動を適合させるため、必要な措置を執らなければならない。

管理者が一時停止の決定の規定に従わなかった場合、この措置を、管理者が命じられた内容に従うまで、最大30日間の連続した期間ごとに、無期限に延長できる。

この停止措置が、公的な監査機関による監督を受ける団体に影響を及ぼす場合、当庁は、同団体の利用者の権利について注意喚起するため、事前に、該当する規制当局に記録を提供しなければならない。

**第三十九条** 国家制裁執行登録簿。当庁が管理する「国家制裁執行登録簿」を作成のこと。登録簿は公開され、無料でアクセスできるものとする。また、照会および管理は電子的方法により行うものとする。

同登録簿には、本法に定める権利および義務に違反したために罰せられた情報管理者を、違反の重大性に応じて区別し、記録しなければならない。さらに、違反行為、責任に対し情状酌量や加重が適用された場合の

状況、ならびに科された処罰を記録しなければならない。また、現在有効な認定を有する違反防止モデルを採用している管理者を、明記しなければならない。

登録簿への記載は、記載がなされた日から起算し5年間、一般公開する。

**第四十条** 時効。本法に規定する違反に対する責任を問う行為は、違反の原因となった事象の発生から4年の期限をもって時効となる。

継続的な違反の場合、前述の行為の時効期限は、違反が停止した日から起算される。

時効の期限は、該当する行政手続の開始の通達をもって中断される。

本法への違反に対し科される制裁は、制裁の決定が確定となった日から3年の期限をもって、時効となる。

## 第二節

### 行政手続について

**第四十一条** 権利保護のための行政手続。情報主体は、情報管理者が本法第十一条に基づく要請を拒否した場合、または同条に定める法定期限内に当該要請に応じなかった場合、当庁に苦情を申し立てることができる。

提出された苦情は、以下のルールに従い処理される：

一 情報管理者から否定的な回答を受けてから、または情報主体が提起した要求に応えるにあたり管理者に与えられた期限が終了してから15営業日以内に、物理的または電子的な形式による書面で提出しなければならない。拒否または怠慢の場合、苦情には、異議を申し立てる決定を示し、苦情の根拠となるすべての記録を添えなければならない。また、通達を行うための郵送先住所、電子メールアドレス又はその他の同等の電子的手段を指定しなければならない。

二 苦情の申し立てとともに、情報主体の根拠を伴う要求があり、

かつ正当化される場合に限り、当庁は、必ず事前に情報管理者の主張を聞いたうえで、苦情が対象とする情報主体の個人情報の取り扱いを停止できる。

三 苦情が受領された後、当庁は、翌10営業日以内に、同苦情が前項が定める手続受理のための要件に適合するかどうかを判断しなければならない。苦情の手続が受理されない場合は、当庁は、その決定を、根拠を付して情報主体に通達しなければならない。いずれの場合も、指定の期間中に当庁の意思表示がない場合は、苦情の手続が受理されたものとみなす。

四 苦情が手続のために受理されたのち、当庁は情報管理者に通達を行う。情報管理者は、関連すると思われるすべての記録を添付して苦情に対応するよう、15営業日の期限を与えられる。管理者への通達は、管理者の郵送先住所、電子メールアドレス、または第十四条の三の第三項で言及されたその他の同等の電子的手段にあてて行う。

五 上記期限が終了したのち、情報管理者が回答したかどうかにはかかわらず、また、実質的かつ妥当な事実が存在し係争の対象となっている場合に限り、当庁は、両当事者が適切と考えるすべての証拠手段を提出できる10営業日の証拠提出期間を設けることができる。

六 情報管理者は、回答において苦情に同意することができ、その場合、かかる状況を証明する記録または証拠書類を添付しなければならない。上記が確認されたのち、情報主体は通達を受け、10日以内に自身の権利を行使する。期限が終了したのち、当庁は、該当する場合は情報管理者に対する制裁および／または指導を適用したうえで、当該記録を保管する。

七 当庁は、その決定の裏付けとなる記録または報告書を求める広範な権限を有する。また、当事者を公聴会に召喚し、和解に至るよう促すことができる。同公聴会において当庁の職員が表明しうる見解は、和解に至らない場合でも、引き続き同職員がこの問題を審理する能力を失効させるものではない。和解に達した場合は、記録の保管が行われる。

八 苦情に関する決定は当庁が宣告しなければならず、その際には

根拠を付さなければならない。権利保護のための行政手続は、6ヶ月を超えることはできない。

九 苦情の手続を受理しないという当庁の決定、ならびに苦情を認定する決定については、その通達から15営業日以内に、第四十三条に定める手続により、司法手段によって異議申し立てを行うことができる。

一時的停止の要求を拒否した場合における苦情および処理停止要求については、事前に両当事者の主張を聞く必要なしに、最大3営業日の期限内に、当庁が決定を行わなければならない。

**第四十二条** 法令違反による行政手続。情報管理者が、第三条に定める原則および本法に定める権利・義務の不遵守や侵害によって違反を犯した場合、その判定及び該当する制裁の適用は、以下の特別なルールに従って行う：

一 制裁手続は、当庁がこれを指示する。

二 当庁は、本法第二十三条および第四十一条に定める手続に基づき、監査プロセスの結果として、または情報主体が提出した苦情の結果として、職権または当事者の要請により、制裁手続を開始できる。後者の場合、苦情の受付を証明しなければならない。当庁は、一件書類の開封とともに、手続の予審を担当する職員を指名しなければならない。

三 当庁は、情報管理者に対し告発状を提起しなければならないが、この告発状には、違反を構成する事実、情報管理者が不遵守または侵害を行った原則や義務、違反した法規、及び訴えの裏付けとして役立つその他の記録を記載する。

四 告発状は、情報管理者に対し、郵送先住所、電子メールアドレス、または第十四条の三の第三項で言及されたその他の同等の電子的手段にあてて通達しなければならない。

五 情報管理者は、15営業日の期限内に、答訴を提出する。その際、情報管理者は、申し立てられた事実を否定するために適切と思われるすべての記録を添付できる。答訴とともに、管理者は、その他のすべての連絡および通達を行うための電子メールアドレスを定めなければならない。

六 当庁は、答訴を受領した後、又は答訴のために与えられた期間が経過した後、実質的かつ妥当な事実が存在し係争の対象となっている場合には、10営業日の証拠提出期間を設けることができる。

七 当庁は、妥当であり必要性が存在する限りにおいて、管理者がその答訴において要求した証拠調査の措置または手続を実施する。これを却下する場合は、その決定の根拠を説明しなければならない。

八 調査による事実および違反者と推定される者の責任は、法的に有効なあらゆる証拠手段によって証明でき、これら証拠手段は、健全なる判断のルールに従い評価される。

九 当庁は、自身の決定を裏付けるため記録または報告書を要求する広範な権限を有する。

十 制裁手続を終了する決定では、根拠を付し、情報管理者が行った各主張および各抗弁について判断を行ったうえで一件書類内で提起された全ての問題を裁決してならず、更に、法律の定める原則、権利および義務に対する情報管理者の不遵守や侵害が成立するという宣告、又は無罪結審の宣告のいずれか該当するものを含める。当庁は、違反が立証されたと判断した場合、同決定において違反者の責任が加重または情状酌量される状況を加味し、違反行為の重大性に応じて制裁を科す。

十一 本法の原則、権利および義務に関する不遵守や侵害を成立させ、該当する制裁を適用する決定には、根拠を付さなければならない。同決定は、本法に従い異議を申し立てることができる行政上および司法上の手段、これを申し立てるべき機関、および異議申立ての期限を示さなければならない。違反の訴えによる手続を裁定する当庁の決定には、次条に従い、司法手段によって申立てを行うことができる。

十二 法律に対する違反に対する行政手続は、6ヶ月を超えることはできない。本条第二項の認定の日から6ヶ月以上が経過しても当庁が苦情を解決できなかった場合、関係者は、次条に規定する条件において違法性の申立てを行うことができる。

### 第三節

#### 司法審査請求手続について

**第四十三条** 司法審査請求手続。手続を滞らせている行政行為、または当庁が発した最終決定もしくは終了決定が違法であるとする自然入または法人は、サンティアゴもしくは申立人が居住する場所のいずれか、申立人が選択する方の控訴裁判所において、違法性の申立てを行うことができる。審査請求は、異議を申し立てる決定の通知から15営業日以内に、以下のルールに従い申し立てなければならない：

一 申立人は、その書面において、審査請求の対象とする決定、違反が推定される法規、違反が発生した方法、及び必要性に応じて、当該行為が不当であるとする理由を正確に示す。

二 裁判所は、書面の内容が前記第一項に定める条件に適合しない場合、審査請求の不受理を宣告できる。また、異議を申し立てた行為の実施が控訴人に回復不能な損害を与える場合は、差止を命じることができる。

三 裁判所は、審査請求を受理した場合、当庁に報告を求め、そのために10日間の期限を与える。

四 送達を回避した、または放棄により送達を回避したとみなされた場合、裁判所は、必要とみなせば証拠調査期間を設けることができ、同期間は、民事訴訟法で定められた事件のルールに従って設ける。

五 証拠調査期間の終了後、法廷での審理が命じられる。同事件の審理は、審理予定表に含めるにあたり優先権を与えられる。

六 裁判所が審査請求を進めた場合は、その判決において不当性が存在したかどうかを決定し、該当する場合は異議申立ての対象となった行為の修正および適切な決定の発行を命じる。

七 制裁手続の決定に対する審査請求の場合、裁判所は、異議申立ての対象となった決定を肯定するまたは取り消すことができ、違反

行為を確定または無効のいずれかとし、当該管理者に科される制裁を、場合に応じて維持する、無効とする若しくは修正する、または無罪結審とすることができる。

八 本条に規定されていないすべての事項については、適宜、裁判所組織法および民事訴訟法に定める規則に従う。

## 第四節

### 公的機関、公的機関の当局または上級管理職者およびその職員の責任について

**第四十四条** 公的機関の上級管理職者の管理責任。公的機関の上級管理職者は、各機関が、本法第四章に定める原則、権利および義務に従って個人情報取り扱いに関する業務や活動を行うよう、監視しなければならない。

また、公的機関は、当庁が示す改善措置もしくは違反防止措置、または第四十九条の遵守プログラムもしくは違反防止プログラムに従わなければならない。

公的機関が第三条に定める原則や、権利・義務に対する違反を犯した場合、かかる違反は第三十四条の二、の三およびの四に従い類型化され、違反した公的機関の上級管理職者の月額報酬の20%から50%までの罰金に処される。罰金の額は、違反の重大性、取り扱われたデータの性質および影響を受けた情報主体の数を考慮して決定される。制裁の決定にあたっては、違反者の責任を情状酌量する状況も考慮されるなければならない。

公的機関の違反が継続した場合、同公的機関の上級管理職者には、当初に科された制裁の2倍が適用され、さらに5日間の職務停止処分を受ける。

機密性の高い個人情報の場合は、罰金は公的機関の上級管理職者の月額報酬の50%となり、30日以内の職務停止処分を受ける。



公的機関が個人情報の取り扱いにおいて犯した違反は、第四十二条に定める手続に基づき、当庁が判断する。

違反が確定した場合、本条に定める行政処分が当庁によって適用される。ただし、共和国会計検査院は、当庁の要請により、同院の組織法の規則に従い行政手続を開始し、該当する制裁を提案できる。

当庁の決定に対しては、第四十三条に規定する違法性の申立てを行うことができる。

本条に定める制裁は、該当する決定が確定となった日から5営業日以内に、当庁および各機関または各局のウェブサイトで公表しなければならない。

**第四十五条** 違反を行った職員の責任。前条の規定にかかわらず、対応する行政手続において、公的機関の1人または複数の職員の個別責任があると判断された場合、共和国会計検査院は、当庁の要請により、当該職員の責任を判定するための予備調査を開始する、あるいは既に開始された行政手続において予備調査を行う。違反した職員に対する制裁は、公務員法の規定に従って決定される。

該当する行政手続により、関与した職員のいずれかが本法第三十四条の四に示す重大な違反のいずれかによる責任を負うと判断された場合、当該行為は、行政の誠実性に対する重大な違反行為とみなされる。

**第四十六条** 秘密保持および機密性に関する職員の義務。個人情報を扱う公的機関の職員は、特に機密性の高い個人情報、または刑事、民事、行政および規律違反の前歴や制裁に関する個人情報の場合、自身の職務を遂行する上で知り得る情報について秘密保持または機密保持を行わなければならない。また、かかる情報を同公的機関の法的任務による目的とは異なる目的で使用したり、自身または第三者の利益のために使用したりしてはならない。公務員法第百二十五条第二項の規定の適用にあたり、本規定への違反を成立させる事実は、他の制裁および責任が問われるかどうかにはかかわらず、行政の誠実性の原則を深刻に損なうものとみなされる。

ある公的機関が、法的な義務を遂行するため、秘密保持または機密保持の規則によって保護されたデータを他の公的機関に伝達または譲渡する場合、受取側の公的機関およびその職員は、同一の秘密保持または機密保持の義務を守り、これらのデータを扱わなければならない。

## 第五節

### 民事責任

**第四十七条** 一般規則。情報管理者は、データ処理業務において、第三条に定める原則および本法に定める権利・義務に違反し、情報主体に損害を与えた場合、情報主体に生じた金銭的および非金銭的損害を補償する。上記は、本法により情報主体に付与されたその他の権利の行使を妨げるものではない。

前項に示した賠償請求は、当庁に対し申し立てた苦情に対しこれを認める決定が確定したのちに、または、違法性に関する申立てが提出された場合はその判決が確定かつ執行可能となったのちに、これに対する異議申立てを行うことができ、その場合は、民事訴訟法第六百八十条およびそれ以降に定められた略式手続の規則に従って手続する。

本法に対する違反に起因する民事訴訟は、罰金を科す行政決定または裁判所判決が確定となった日から5年の期限をもって、時効となる。

**第四十八条** 違反の防止。情報管理者は、自然人または法人の別、公共または民間の別を問わず、第三十四条の二、の三およびの四に定める違反行為を防止するための対策を講じなければならない。

**第四十九条** 違反防止モデル。情報管理者は、法令遵守プログラムからなる違反防止モデルを、自主的に採用できる。

法令遵守プログラムは、少なくとも以下の要素を含まなければならない：

- 一 個人情報保護責任者の任命。
- 二 情報保護責任者の手段および権限の定義。
- 三 当該団体が取り扱う情報の種類、業務を行う地理的範囲、管理するデータまたはデータベースのカテゴリー、クラス又は種類、および情報主体の特徴づけ。
- 四 第三十四条の二、の三およびの四が指定する違反行為のリスク

が発生または増加する可能性のある、当該団体の活動またはプロセスの特定。なお、同リスクが継続的なものであるか散発的なものであるかは問わない。

五 前項で示した活動またはプロセスに関与する者が、前述の違反行為を防止できるような方法で仕事または作業を計画実行することを可能にする、特定のプロトコル、ルールおよび手順の確率。

六 本法の規定の遵守に関する内部報告のしくみ、及び第十四条の六項の場合の個人情報保護局への報告のしくみ。

七 内部的な制裁の存在、ならびに違反防止システムを遵守しない者の責任について通報または処罰するための手続。

プログラムの実施により内部規則を作成する際には、該当する場合、雇用契約書または役務提供契約書中に、当該団体で情報管理者として業務を行うすべての労働者、従業員および役務提供者、またはデータ処理を行う第三者（これには当該団体の最高執行責任者を含める）の義務として、あるいは労働法第一百五十三条およびそれ以降において規定される内部規則による義務として、上記を明示的に含めなければならない。後者の場合、同法第一百五十六条に定める公表措置を行わなければならない。

**第五十条** 責任者の権限。情報管理者は、個人情報保護責任者を任命することができる。

情報保護責任者は、情報管理者の最高経営責任者または最高管理責任者が任命しなければならない。最高経営責任者または最高管理責任者とは、取締役会、経営者兼株主、または会社もしくは役務の最高責任者のうち該当するものを指すとみなす。

情報保護責任者は、本法に関連する事項について、経営部門からの独立性を持たなければならない。零細企業および中小企業では、所有者またはその最高責任者が個人的に情報保護責任者の職務に就くことができる。

情報保護責任者は、その職務における独立性の維持に努めながら、他の職務および任務を遂行できる。管理者は、これらの職務および任務によって利益相反が生じないようにしなければならない。

同一企業グループに属する会社もしくは団体、または証券取引法上の関

連企業もしくは管理者が同一の企業は、共通の情報保護責任者1名を任命することができる。ただし、これらすべてが個人情報の取り扱いに關し同一の基準および方針に基づいて運用を行い、情報保護責任者がすべての団体および施設にアクセスできる場合に限る。

情報保護責任者の任命は、その職務を遂行するための適性、能力および専門知識などの要件を満たす者に対し行わなければならない。

情報主体は、自身の個人情報の取り扱いおよび本法が保証する権利の行使に関するすべての質問について、情報保護責任者に問い合わせることができる。

情報保護責任者は、その職務を遂行する上で知り得る個人情報について、厳格な秘密保持および機密保持の義務を負う。これらの職務を遂行する公務員が、かかる秘密保持および機密保持の義務に違反した場合、刑法第二百四十六条から第二百四十七条の二項の規定に従い罰せられる。管理者は、保護責任者が秘密保持および機密保持の義務を果たさずこれに違反した場合、当該保護責任者に対して行使しうる償還請求権にかかわらず、その責任を負う。

情報管理者は、責任者に対しその職務を遂行するために十分な手段および権限を与えなければならない。団体の規模および経済的能力を考慮して、その職務を適切に遂行するのに必要な物質的資源を提供しなければならない。

情報保護責任者は、自らに割り当てられる他の職務とは別途、以下の職務を有する：

- 一 情報管理者、第三者代理人もしくは受託者、又は情報管理者の従業員に、個人情報保護に対する権利およびその取り扱い規制に関する法規の定めについて情報提供し、助言する。
- 二 個人情報の保護と取り扱いに関して情報管理者が定めた方針を普及し、それに参加する。
- 三 本法および管理者が定める方針の遵守を、その権限の範囲において監督する。
- 四 情報取り扱い業務に關与する者の継続的な技能教育を心がける。

五 情報の取り扱いに関連するリスク、および個人情報主体の権利を保護するために執るべき措置を正しく認識するために、組織の構成員を支援する。

六 年次作業計画を策定し、その結果を報告する。

七 情報主体からの照会や要請に対応する。

八 当庁に協力し、連絡窓口としての機能を果たす。

**第五十一条（五十二）** 違反防止モデルの認定、登録、監督および施行規則。当庁は、違反防止モデルが法律とその施行規則に定められた要件や要素を満たしている旨を認定し、監督する責任団体となる。

当庁は、国家制裁執行登録簿に、現在有効な認定を有する団体を登録する。

違反防止モデルの実施、認定、登録および監督に関する要件、方式および手続は、財務省が発行し、大統領府事務総局長官および経済発展観光大臣が署名する規則によって定める。

**第五十二条（五十三）** 認定の有効性。当庁が発行する認定の有効期限は、3年間とする。前記にはかかわらず、以下の場合には無効となる：

- 一 当庁による取消しによるもの。
- 二 自然人の場合、情報管理者が死亡したことによるもの。
- 三 法人の解散によるもの。
- 四 確定した裁判所決定によるもの。
- 五 情報管理者の活動を自発的に停止したことによるもの。

前述のいずれかの理由による認定の有効期限終了は、登録から削除されない限り、第三者に対して実効性を持たない。

**第五十三条（五十四）** 認定の取消し。当庁は、管理者が本章の規定を遵守しない場合、これまでの節に示した認定を取り消すことができる。このため、当庁は、その職務遂行に必要な情報を要求できる。

管理者は、要求された情報が秘密保持および機密保持の義務に抵触する場合、その提供を免除されうるが、かかる状況を証明しなければならない

い。

要求された情報を提供しなかった場合や、虚偽、不完全または明らかに誤った情報を提供した場合は、本法に基づき罰せられる。

当庁が認定を取り消した場合、再申請を行うには、情報管理者は、取消しの原因となった事由が解消されたことを、明白な形で証明しなければならない。

## 第八章

### 国民議会、司法権および憲法により独立性を与えられた公的機関による個人情報の取り扱いについて

**第五十四条（五十五）** 個人情報の取り扱いに関する一般的ルール。国民議会、司法権、共和国会計検査院、検察当庁、憲法裁判所、中央銀行、選挙管理局および選挙裁判所、ならびに法律で制定されたその他の特別裁判所による個人情報の扱いは、その法的職務の遂行のために、その権限の範囲内で、それぞれの基本法および公的機関に適用される本法第四章の規定に定められた特別規則に従い行う限りは合法となるが、ただし、行政責任の決定における共和国会計検査院の介入および法律第18834号の適用に関し、第十四条の五、および第四十四条から第四十六条が規定する事項を例外とする。これらの組織の職員は、かかる情報の機密性を保たなければならない。前記の条件下では、これらの機関や組織は情報管理者としての資格を有し、個人情報の取り扱いを行う際に情報主体の同意を必要としない。

これら機関の内部組織の幹部は、本法が定める原則および義務の遵守のために必要な方針、規則および指示（特に情報主体に認められた権利を行使可能とするもの、ならびに個人情報取り扱いにおいて遵守しなければならない管理、セキュリティおよび保護の基準または最低条件を定めるもの）を発行し、当庁の技術的支援を要請することができる。同様に、前記組織の幹部は、個人情報の取り扱いにおいて発生した違反、特に第三十四条の二、の三およびの四に言及する違反に関し、その職員に対して懲戒権を行使する。

**第五十五条（五十六）** 権利の行使および苦情申立。情報主体は、国民議会、司法、共和国会計検査院、検察当庁、憲法裁判所、中央銀行、選挙管理局および選挙裁判所、ならびに法律で制定されたその他の特別裁判所に対し、合理的かつ公正な手続に従い、またこれら機関が定める組織に対し、前条の規定に基づき、本法が認める権利を行使する。

共和国会計検査院、検察当庁、中央銀行または選挙管理局が、不当にまたは恣意的に、情報主体に対し本法で認められた権利の行使を拒否した、あるいは第三条が定める原則、義務または義務を侵害し、情報主体に損害をもたらした場合、当該機関の決定によって被害または影響を受けた情報主体は、本法四十三条に定める手続に従って、控訴裁判所に苦情申立を行うことができる。

国民議会、司法、憲法裁判所、選挙裁判書および法律により設立されたその他の特別裁判所の幹部は、これら機関が行う個人情報の取り扱いにおいて、第三条が定める原則および義務が厳格に遵守され、本法で定められた情報主体の権利が尊重されるよう、この目的のために必要かつ適切な監査および内部規制の措置を執る。

## 暫定条項

**第一条** 個人情報の保護に関する法律第19628号および公共情報へのアクセスに関する法律第20285号の改正、ならびに本法の第一条、第二条および第三条にそれぞれ含まれる消費者の権利保護に関する規則を定め、法律第19496号の統合、調整および体系化された文章を定める2019年付経済発展観光省法律の効力を有する政令第3号は、本法の官報への公示後、24ヶ月目の初日に発効する。

**第二条** 本法で言及する施行規則は、本法の官報への公示後、翌6ヶ月以内に発行しなければならない。

**第三条** 本法第一条に記載の法律第19628号の改正の発効に先立つ60日以内に、身分登録証明局は、法律第19628号の現在の第二十二條に規定されている個人データベース登録簿を、廃止しなければならない。

**第四条** 個人情報保護庁の執行委員会の理事、委員長および副委員長の初回任命は、本法の発効に先立つ60日以内にこれを行う。

初回任命のために上院に対し行う提案では、任期2年間の理事1名、任期4年の理事1名、任期6年の理事1名が指定される。前述の提案は、1回のみの行為で行い、上院はその賛否の決定を行わなければならない。

ただし、理事は、暫定条項第一条の規定に従い本法が発効したのちのみ、その職務を受任する。

当庁の規約は、本法の発効の翌90日以内に、本法第三十条の八に従い、共和国大統領に提案される。

**第五条** 違反予防担当者または個人情報保護代行人を設定した公的機関は、各機関の現職の職員1名を、責任者として任命しなければならない。

**第六条** 発効後最初の予算年度において本法の適用により生じる財政支出の大部分は、経済開発観光省の予算に含まれる資源を充当し、不足がある場合は、該当する予算年度の国庫の予算項目から賄うものとする。2年目以降は、公共部門予算法に照らし考慮する。

## 他の法律の改正

**第二条** 公的情報へのアクセスに関する法律第20285号の第一条中の、第三条第十三項を削除のこと。

**第三条** 消費者の権利保護に関する規則を定め、法律第19496号の統合、調整および体系化された文章を定める2019年付経済発展観光省法律の効力を有する政令第3号の、第十五条の二を、以下に置き換えること。

「第十五条の二 第二条の二の第二項および第五十八条の二に記述された規定は、商取引における関係にあっては、消費者の個人情報に関して適用される。」



# /Carey

個人情報保護に関する法19628号

